

## 令和7年第1号調査請求事件に係る報告

令和7年（2025年）6月18日に調査請求者（代表者）西川文武氏、谷口好美氏から提出された熊本市長大西一史氏（以下「市長」という。）に対する熊本市政治倫理条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく調査請求について、次のとおり報告する。

### 第1 請求の受理

本調査請求は、選挙人名簿に登録されている5,795人の署名があり、条例第6条第1項に規定する有権者の総数の200分の1（3,019人）以上であるので、令和7年（2025年）7月18日付けをもって「令和7年第1号調査請求事件」としてこれを受理した。

### 第2 調査請求の趣旨（巻末資料1 参照）

市長は、次の6項目について、条例第3条第1号、第2号、第3号及び第5号に違反するおそれがあると認められることから、調査を請求するものである。

- 1 条例第3条第1号では、「市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。」としているが、市長の資金管理団体である「新世代政経懇話会」（以下「資金管理団体」という。）の令和4年分政治資金収支報告書によれば、105人からの個人寄附を受けている。その105人のうち91人の職業（又は代表者の氏名）欄が「会社役員」で、その多くが会社の代表者である。また、住所（又は所在地）は役員を務める会社の所在地となっており、実質的な企業献金との疑いが持たれる。しかも、寄附者が役員を務める会社に、熊本市はほぼ毎年数千万円から数十億円の公共事業を発注している。市長が、個人寄附をした人が役員・代表者の企業に多額の公共事業を発注すれば、その企業、「特定の企業」に対し「有利な取り計らいをした」ことが疑われる。
- 2 同条第2号では、「政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。」と規定している。市長には、熊本市が発注する公共事業の発注権限がある。公共事業の発注権限を持つ市長の資金管理団体が、公共事業の受注企業の代表者・役員から寄附を受けることは政治的・道義的批判を受けることは確かであり、その「おそれ」も含め規定している条例に照らし、違反は明白である。
- 3 同条第3号では、「その地位を利用しいかなる金品も授受しないこと。」と規定している。多額の公共事業を受注している会社の役員が、発注権限を持つ市長の後援団体から寄附の依頼があれば、断ることは難しく、結果的に市長が地位を利用し後援団体の資金集めを行っている形になり、規定違反である。
- 4 同条第5号では、「市民全体の代表者として、法令を遵守し（一部省略）その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」と規定している。公

共事業の発注権限を持つ市長が受注業者から寄附を受ければ、事業者への有利な取り計らいが類推され、公共事業の発注という市長の職務の公平・公正さに疑いがもたれる。

- 5 しかも、個人献金に「企業所在地」を記載することは、政治資金規正法の虚偽記載にあたる。
- 6 令和4年（2022年）10月8日開催の特定パーティーの収入は1,157万円で、2社が180万円を支払っており、それを引いた額は977万円、1万円会費で1,052人の支払者数は政治資金規正法の虚偽記載であり、法令遵守に反する。

### 第3 市長の弁明要旨

市長の弁明は、おおむね次のとおりであった。

- 1 条例第3条第1号関係について、地方公共団体の契約は、地方自治法の規定に基づき一般競争入札を原則としつつ、政令に定める場合は指名競争入札、随意契約によることができると定められている。本市における契約においても、これらの法令に基づき適正に処理しており、また、より適正性を担保するために本市独自の取組として、各局に合議制の契約事務調査会議を設置して厳正に審査を行っている。契約結果についても、本市ホームページで公表するなど透明性の確保に努めており、調査請求者の言う「特定の企業に対する有利な取り計らい」はできない仕組みとなっている。もとより、そのような取り計らいをするよう指示したこともなく、条例違反には当たらない。なお、政治資金収支報告書における寄附者の住所の記載について熊本県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）に対して照会を行ったところ、政治資金規正法上、収支報告書に記載する寄附者の住所について定義等は定められておらず、どの住所を記載しなければならないという決まりはないという回答であった。そのため、住所欄に会社の所在地を記載したからといって企業献金にあたるものではないと理解している。
- 2 条例第3条第2号関係について、私の資金管理団体への寄附については、全て個人からのものであり、企業、団体等からの寄附ではないことから、条例に抵触するものではない。なお、繰り返しになるが契約事務を厳正に行っており、特定の企業に対する有利な取り計らいは出来ない仕組みとなっている。
- 3 条例第3条第3号関係について、寄附者は私の政治活動を支えていただいている方々であり、政治理念や政治的な考え方に共鳴し寄附していただいているものである。市長の地位を利用して寄附を募っているものではない。また、先に述べたとおり、契約は市長が自由にできるものではなく厳正な手続きを経て行っているものであって、寄附をされている方もそのことは理解していただいていると思う。
- 4 条例第3条第5号関係の1点目について、契約事務を法令等の規定に基づき厳正に行っており、より適正性を担保するため契約事務調査会議を設置するなど本市独自の取組も行っており、特定の企業に対して有利な取り計らいはできない仕組みと

なっている。

- 5 条例第3条第5号関係の2点目について、県選管から政治資金規正法上、収支報告書に記載する個人寄附者の住所について定義等は定められておらず、どの住所を記載しなければならないという決まりはないとの回答をいただいております、虚偽記載にはあたらないと認識している。
- 6 条例第3条第5号関係の3点目について、パーティー券は1, 157枚購入いただいております、その収入は収支報告書に記載のとおり1, 157万円である。なお、収支報告書の「対価の支払いをした者の数」欄に記載した1, 052人は、実際にパーティーに参加した方の人数を記載したものである。これは、収支報告書を提出するにあたり、県選管に確認をしたうえで記載したものである。

#### 第4 審査会が認定した事実

当審査会が認定した事実の概要は次のとおりである。

##### 1 第1号関係

###### (1) 契約制度

熊本市契約監理部からの説明及び地方自治法その他の関係法令から、次のことを確認した。(巻末資料2、巻末資料3 参照)

ア 地方自治法第234条の規定により、地方公共団体の契約は、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」又は「せり売り」の方法により締結される。

イ このうち、「一般競争入札」が契約の原則であり、「指名競争入札」、「随意契約」、「せり売り」は、地方自治法施行令の条項に該当する場合にのみ、限定的に実施できる。

ウ 一般競争入札等においては、決裁権者の決裁後は、公告され誰もが知るところとなり、事業者が公告の内容を確認して参加を申請し、申請締切後、熊本市が申請内容を資格審査し、資格を有すると判断した業者が入札に参加できる。入札に参加した者のうち、最も有利な価格を提示した者と契約する。

なお、総合評価落札方式の場合は価格以外の要素も加味される。

エ 指名競争入札については、公告で入札への参加者を募るのではなく、予め市にて複数の指名事業者（一定以上の技術水準があるもの等）を指名する点が一般競争入札と異なる。

オ 随意契約については、予定価格が少額であるものや、相手方が特定されるもの、急を要するものなど、地方自治法施行令第167条の2の規定により認められた場合に限り採用できる契約方法であり、見積書の徴取については、熊本市契約事務取扱規則の規定に基づき、原則、複数者から徴することとなる。

カ 熊本市における契約事務のチェック体制について、契約手続前に、各局内の部課長等で構成される契約事務調査会議や、工事や物品等の選定等審査会による契約事務に直接携わる当事者以外の第三者によるチェックが行われている。

さらに、競争性、公平性、公正性及び透明性を確保する趣旨で設置されている入札等監視委員会（有識者で構成）による事後チェックを行うこととなっている。

キ 契約事務調査会議は、各局の契約事務調査会議設置要綱に基づき設けられており、通常、契約の実施伺の前に行われ、チェックしている（少額の随意契約は、事後に審査する場合もある。）。総務局の場合、毎月1回開催している。

また、入札等監視委員会は年2回開催しており、議事録は市ホームページで公開している。

ク 契約にあたっては、最初に契約方法、仕様、設計等の発注内容について明記した実施伺を、予定価格の額に応じ課長から市長までの決裁権者が決裁し、合わせて予定価格を設定している。具体的には、例えば、「6,000万円未満の工事施行に関する事」については課長決裁となり、市長は決裁を行わない。これは、熊本市事務決裁に関する訓令で定められている。

ケ なお、市長決裁（例えば、議会の議決を要する予定価格3億円以上の工事又は製造の請負案件）以外の部分は、その権限が下の階層の職員に委任されていることから、契約制度上は、直接市長が関わることはない。

## (2) 公共事業発注状況について

熊本市の工事契約および委託契約に関する契約手法別の割合について、令和4年度（2022年度）及び令和5年度（2023年度）の実績をもとに、熊本市全体と、調査請求書の添付資料①（令和5年分収支報告書）及び②（令和4年分収支報告書）に手記されている企業の実績について、次のとおり確認した。（巻末資料4参照）

### ア 工事契約関係

工事契約に関しては、国が実施する「入札不調・不落状況調査」の根拠資料をもとに、契約手法別の件数の割合を算出した。令和5年度（2023年度）に関して、熊本市全体の工事契約においては、一般競争入札が94%、随意契約及び指名競争入札が合わせて6%であった。他方、調査請求書の添付資料①における個人寄附者の備考欄に記載されている企業では、一般競争入札が98%、随意契約が2%であった。令和4年度（2022年度）に関しては、熊本市全体では、一般競争入札が95%、随意契約が5%であり、添付資料②に記載されている企業では、一般競争入札が97%、随意契約が3%であった。

### イ 委託契約関係

委託契約に関しては、市議会へ決算報告する際の関係資料として毎年度作成している委託状況調書により契約手法別の件数の割合を算出した。

令和5年度（2023年度）に関しては熊本市全体の委託契約においては随意契約が75%、一般競争入札が14%、指名競争入札が8%、その他が3%であった。このうち、随意契約の理由は、地方自治法施行令第167条の2第

1項第1号の少額な契約が71%であった。他方、添付資料①に記載されている企業では、随意契約が78%、一般競争入札が16%、指名競争入札が6%で、このうち、随意契約の理由は第1号の少額な契約が82%であった。令和4年度（2022年度）に関しては、熊本市全体では、随意契約が74%（そのうち第1号の少額な契約が71%）、一般競争入札が13%、指名競争入札が10%、その他が3%。添付資料②に記載されている企業では、随意契約が85%（そのうち第1号の少額な契約が94%）、一般競争入札が10%、指名競争入札が5%であった。

委託状況調書により金額ベースで見た場合、令和5年度（2023年度）に関して、熊本市全体の契約金額約447億円の契約手法別内訳は、随意契約が56%（約250億円）、一般競争入札が31%（約137億円）、指名競争入札が3%（約16億円）、その他10%（約44億円）となっている。他方、添付資料①に記載されている企業の契約金額約6.7億円の内訳は、随意契約36%（約2.4億円）、一般競争入札57%（約3.8億円）、指名競争入札7%（約0.5億円）などとなっている。同じく、令和4年度（2022年度）に関しては、熊本市全体の契約金額約479億円の契約手法別内訳は、随意契約が61%（約292億円）、一般競争入札が24%（約117億円）、指名競争入札が4%（約20億円）、その他11%（約50億円）となっている。他方、添付資料②に記載されている企業の契約金額約4.5億円の内訳は、随意契約35%（約1.6億円）、一般競争入札57%（約2.6億円）、指名競争入札8%（約0.3億円）などとなっている。

(3) 「疑われてもおかしくない」とされる3つの事例（巻末資料5、6、7参照）  
審査会による追加資料提出依頼に対する調査請求者からの「政治倫理審査会への回答ならびに申し入れ書」（令和7年（2025年）10月10日付）において、市長が特定の企業に対して「有利な取り計らいをした」事例（条例第3条第1号関連）および市長が「地位を利用した」事例（条例第3条第3号）の存否に関して、「現時点では1号、3号については確たる事例という形で提示する状況に至っていません」との回答を得た。ただし、「入札及び随意契約に関して『有利な取り計らいをした』と具体例を提示するには至りませんが、『疑われてもおかしくない』件について、いくつか具体例を報告します」とし、3例が示された。

審査会では事案検討の具体的手がかりとして、この3例について詳細を調査した。調査請求者から示された内容と担当部署からの聴取ならびに収支報告書などの資料から確認できた事柄は以下のとおりである。

#### ア 総合評価方式の契約関係（事例1）

##### (ア) 調査請求者からの申し立ての概要

総合評価方式となっている本件工事（詳細は巻末資料5を参照）は、2つのJVが応募し、1回目は無効となり、2回目、1回目を大幅に上回る金額で落札された。その上、3度も設計変更に伴う増額の契約変更を行って

る。落札したJVの筆頭会社は、令和4年（2022年）及び令和5年（2023年）に1回ずつ、寄附している。この入札は、「総合評価方式」でわずかな評価点差で落札が決まっている。しかも、特に難しい特別な工事でもないのに、入札にはわずか2つのJVしか参加していないことも疑念が深まるばかりである。

#### (イ) 確認された事実

「総合評価方式」による相手方選定を行ったのは、熊本市の「建設工事総合評価方式（簡易型）について」で定める発注標準額における、建築一式工事Aランク（発注額8,000万円以上）については原則として全て総合評価方式で発注するという基準に従ったものである。また、配点基準については、学識経験者の意見聴取及び熊本市総合評価審査会での審査のうえ決定しており、客観的な基準があらかじめ定められ、公表されている。令和4年（2022年）6月14日の工事契約課への契約依頼から、令和6年（2024年）6月24日の会計総室による工事費の支払いまでの過程において、決裁権者として市長が関わったのは、令和4年（2022年）6月15日の工事の施行伺（1回目）、令和4年（2022年）7月25日の工事の施行伺（2回目）、令和4年（2022年）8月24日の工事請負契約の仮契約締結伺、令和4年（2022年）9月30日の契約締結伺の4カ所である。令和4年（2022年）7月22日の入札状況（1回目の入札が不落となったこと）に関する市長への報告も含めて、全ての場面で市長決裁の前後で伺いの内容に変更はなく、工事契約課長ならびに関係部署の所属長による当時の幹部への聞き取りからも、市長から何らかの指示があったとは認められない。

4件の決裁と入札状況の報告は、全て電子媒体で行われ、面談での接触はなかった。

なお、契約受託JVの筆頭会社の役員と同姓同名の者から、令和4年（2022年）3月及び令和5年（2023年）8月に資金管理団体に寄附されている。

### イ 随意契約関係（事例2）

#### (ア) 調査請求者からの申し立ての概要

市内を3地区に分けてそれぞれ毎年3事業者が定期的に業務委託の随意契約をしている（詳細は巻末資料6を参照）。そのうち2業者の所在地と代表者、役員氏名が3年間、毎年寄附している者と一致している。そのうち1社は令和4年（2022年）のパーティー券を購入している。業務を随意契約で委託したお礼と疑われるのではないかと。当該委託事業を受注できる事業者は他にいるのに、同じ業者と随意契約を繰り返していることには多くの市民から疑問の声が上がっている。市長や執行部にはその声は届いていないのか。

(イ) 確認された事実

本件委託契約については、裁判例において、経済性の確保よりも委託業務が適正に遂行されることを想定し、一般競争入札を原則とするものとは性格を異にすることが示されている。2つの地区について、1件は昭和61年度

(1986年度)から、もう1件は本市と合併前の旧町時代から、随意契約による委託業務として実施されており、委託にあたっては、熊本市で設定された基準に基づき選考することになる。それぞれの地区における受託基準(必要な機材の台数や、1日あたりの処理能力等)を満たす事業者が現在委託している3事業者のみであることから、継続して随意契約を行っている。

本件契約のプロセスにおいて契約書上は市長名義で作成されているが、市長は決裁権者ではなく、副市長以下の決裁となっている。契約相手方の事業者が決まった後も、市長に対する報告はなされていない。手続き外での市長による指示、影響力行使についても確認されていない。

なお、1つの地区の受託事業者の代表者と同姓同名の者から、令和4年(2022年)3月、及び令和5年(2023年)6月に資金管理団体に寄附されている。また、令和4年(2022年)10月に他の1つの地区の受託業者により資金管理団体からパーティー券が購入されている。

ウ 補助金関係(事例3)

(ア) 調査請求者からの申し立ての概要

福祉関係事業所を経営する法人に対して、熊本市から、平成26年度(2014年度)及び平成29年度(2017年度)に事業所の開設準備経費として、令和2年度(2020年度)に防災改修等支援事業として補助金を支出している(詳細は巻末資料7を参照)。ところが、当該法人の経営者と同姓同名の者から、市長に対し、令和4年(2022年)11月、令和5年(2023年)8月に寄附されている。どう考えても受け取ってはいけない寄附だったのではないか。

(イ) 確認された事実

現市長の就任は平成26年(2014年)12月3日であり、平成26年(2014年)7月から8月にかけて補助金の申請受付及び交付決定等を行う平成26年度(2014年度)の当該事業所の補助金の決裁に、現市長が関わることは考えられない。平成29年度(2017年度)の事業所の開設準備経費については、平成28年(2016年)7月20日に施設整備の説明会の開催等について市のHPへ掲載し、同年9月1日に施設整備に係る事前協議書の受付開始、平成29年(2017年)1月23日に外部の学識経験者等から成る審査部会による審査基準に基づく採択法人選定を経て、同年2月6日に採択先決定の市長決裁に至っている。市長決裁は審査部会での選定結果を受けて実施されており、市長決裁の前後で採択法人の変更はない。本件は熊本県が関わる補助金であり、以後は県とのやり取りを経て、平成

30年（2018年）5月14日に当該法人に対して補助金が支給されている。平成29年（2017年）2月7日以降、本件について市長決裁の手続きはなく、指示や意向表明も確認できなかった。令和2年度（2020年度）の防災改修等支援事業の補助金に関しては、熊本市において当該補助金に関する交付要綱が市長決裁で制定されているが、本件は国が関わる補助金であり、応募のあった8件すべてを国に提出し、8件全てが採用されている。採択の判断は市ではなく（事実上）国によって行われている。

なお、当該法人の代表者と同姓同名の者から、令和4年（2022年）11月、令和5年（2023年）8月に資金管理団体に寄附されている。

#### (4) 個人寄附者の住所記載について

個人寄附者の住所記載について、次のとおり確認した。

##### ア 調査請求者による調査結果（巻末資料8 参照）

調査請求者によるインターネットの公開情報（企業等のホームページや商工会の会員情報等）を基にした調査結果では、令和5年分収支報告書における寄附者105人のうち、寄附者の住所が(1)企業の住所91人、(2)個人の住所8人、(3)企業兼個人の住所5人、(4)その他0人、(5)不明1人となっている。令和4年分の寄附者105人では、(1)89人、(2)11人、(3)5人、(4)0人、(5)0人、令和3年分の寄附者96人では、(1)85人、(2)9人、(3)2人、(4)0人、(5)0人となっている。

##### イ 審査会事務局の調査結果

審査会事務局においても令和5年分と令和4年分の収支報告書を対象として個人寄附者の住所が企業の住所と一致するかについて、インターネット及び「2024くまもと経済白書」（発行所：くまもと経済・(株)地域経済センター、発行日：令和6年（2024年）1月。以下「白書」という。）を用いて調査を行った。（巻末資料9 参照）

収支報告書に記載された個人寄附者の住所をインターネットで検索し、企業等の住所と一致するかを調べた結果、令和5年分は、寄附者105人のうち、企業等の住所と一致したのが95人で、令和4年分は、寄附者105人のうち、企業等の住所と一致したのが89人であった（企業等の住所と一致したものの中には、企業兼個人の住所も含む）。

白書による調査結果では、令和5年分は、白書に掲載されている企業が50社あり、そのうち企業の住所と一致（収支報告書に記載の住所が、個人の住所とは異なり、企業の住所と一致）したものが20人で、個人の住所と一致もしくは不明（個人の住所と一致したもの、もしくは、個人の住所が不明のもの）が30人であった。同様に、令和4年分は、白書に掲載されている企業が41社あり、そのうち企業の住所と一致したのが19人で、個人の住所と一致もしくは不明が22人であった。

## 2 第2号関係

### (1) 条例の立法趣旨

熊本市議会平成2年第1回定例会議事録「熊本市政治倫理条例制定に関する調査特別委員会委員長報告」によると、条例制定に関する意見等が述べられた際、「条例第3条の政治倫理基準の第2号で『企業、団体等から、政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附等は受けないものとする』とあるが、リクルート事件の教訓から全面的に禁止にした方が禍因を残さないのではないかと思う。」等の意見に対して、条例案の起草委員から「企業献金を禁止すべきではないかとの世論もあるが、企業、団体等からの献金は法律上許されており、また最高裁も、会社は企業献金をすることが可能との判決を下しており、そのような状況のもとで条例を作成すると、条例は法律の範囲内という規制もあり、企業、団体等から寄附を受けることを完全に禁止することができなかった。」との説明がなされていた。

このことから、条例第3条第2号に関して、立法趣旨は、政治家及びその資金管理団体に対する企業、団体等献金が可能であることを前提に、企業、団体等からの献金の中でも、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないことを規定するものであったと考えられる。

## 3 第3号関係

### (1) 資金管理団体による寄附に係る活動について

資金管理団体による寄附に係る活動について、次の内容を確認した。

#### ア 資金管理団体からの回答

寄附の依頼等に関する質問に対して、資金管理団体からの回答の概要は次のとおりであった。(巻末資料10 参照)

「資金管理団体から組織的計画的に寄附の依頼を行うことはしていません。」  
「資金管理団体は、寄附の依頼行為は一切行っておらず、後援会に入りたい、寄附をしたいといった申し出があった場合に随時ご案内をしています。先方からの申し出があって初めてご案内を行っており、申し出がない限り依頼はしていません。なお、寄附の勧誘は行っていません。」「寄附の申し出は、会員からの紹介がほとんどですが、寄附を申し出られた方について、政治倫理基準も考慮しつつ、政治理念に賛同される以外の目的を有していることが疑われる方についてはお断りしています。」

## 4 第5号関係 (その1)

### (1) 契約制度

第4の1(1)の「契約制度」で述べたとおり。

### (2) 公共事業発注状況について

第4の1(2)の「公共事業発注状況について」で述べたとおり。

### (3) 「疑われてもおかしくない」とされる3つの事例

第4の1(3)の「『疑われてもおかしくない』とされる3つの事例」で述べたとおり。

## 5 第5号関係 (その2)

(1) 個人寄附者の住所記載について

第4の1(4)の「個人寄附者の住所記載について」で述べたとおり。

(2) 住所に係る総務省及び県選管の見解

住所に係る総務省及び県選管の見解について、次のとおり確認した。(巻末資料11、巻末資料12 参照)

ア 虚偽記載

「個人からの寄附の場合において、収支報告書の(その7)の住所(又は所在地)欄に企業の住所が記載されているとき、虚偽記載となるのか。」との質問に対して、総務省からは「収支報告書に記載すべき寄附者の『住所』について、特段の定義は置かれておらず、住民票上の住所でなければならないといった規定も設けられていません。／実態に即して寄附者の『住所』を記載いただくものであると考えます。」との回答、県選管からは「政治資金規正法上、収支報告書に記載する個人寄附者の『住所』について、特段の定義は設けられていない。／個別の事案が法の規定に抵触するか否かについては、具体の事実に即して、捜査機関、最終的には司法により判断されるものであり、調査権等を有さず、具体的な事実関係を把握することのできない県選管において回答することはできない。」との回答を得た。

イ 企業献金とみなされるか

「個人からの寄附の場合において、収支報告書の(その7)の住所(又は所在地)欄に企業の住所が記載されているとき、その寄附は企業献金とみなされるのか。」との質問に対して、総務省からは「(政治資金規正)法上、寄附者の『住所』について、特段の定義は置かれておらず、住民票上の住所でなければならないといった規定も設けられていません。／実態に即して寄附者の『住所』を記載いただくものであると考えます。／個別の資金の動きが、個人からの寄附なのか、会社等からの寄附なのかは、具体の事実に即して判断されるべきものです。」との回答、県選管からは「政治資金規正法上、収支報告書に記載する個人寄附者の『住所』について、特段の定義は設けられていない。／個別の寄附が企業献金とみなされるか否かについては、具体の事実に即して、捜査機関、最終的には司法により判断されるものであり、調査権等を有さず、具体的な事実関係を把握することのできない県選管において、個別の事案について回答することはできない。」との回答を得た。

ウ 記載住所に関する確認義務

「個人からの寄附を受ける側に、寄附者の住所が個人の住所であるか企業の住所であるかを確認する義務があるのか。」との質問に対して、総務省からは「政治資金規正法上、政治団体の会計責任者は、寄附者の『住所』を収支報告書等に記載しなければなりません。／寄附者の『住所』の確認方法等について、特段の規定はありません。」との回答、県選管からは、「政治資金規正法上、収支報告書には、政治団体の会計責任者が寄附者の住所を記載しなければ

ならないが、その確認方法については、特段規定されていない。」との回答を得た。

## 6 第5号関係（その3）

### (1) 「対価の支払いをした者の数」欄の記載

「対価の支払いをした者の数」欄に「参加者数」が記載されている場合の総務省及び県選管の見解、並びに資金管理団体からの回答について、次のとおり確認した。

ア 総務省、県選管の見解について（巻末資料11、巻末資料12 参照）

「特定パーティーについて、収支報告書の（その10）の『対価の支払いをした者の数』欄に参加者数を記載した場合、虚偽記載となるのか。」との質問に対して、総務省からは「（政治資金規正）法第12条第1項第1号へにおいて、特定パーティーについては、特定パーティーごとに、『その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数』を記載することとなっています。／『対価の支払をした者の数』とは、パーティー券の購入枚数や参加者数等ではなく、『対価の支払をした者の数』を事実即して記載いただくものです。」との回答を、県選管からは「政治資金規正法第12条第1項第1号（へ）は、特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーについては、収支報告書にパーティーごとに『対価の支払いをした者の数』を記入することを定めている。」との回答を得た。

イ 資金管理団体からの回答について（巻末資料10 参照）

「県選管に対して『（10）機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳』欄のうち、『対価の支払いをした者の数』に関して確認を行ったことがあるか」との質問に対して、資金管理団体からは、「ある」との回答が寄せられ、その内容について『対価の支払いをした者の数』の欄の書き方について県選管の窓口で応対された方にお尋ねしたところ、『お金を支払い、対価を受けた人の数』との回答であったことから、パーティー券を購入しただけでは対価を受けておらず、飲食の提供を受けて初めて対価を受けることになるため、パーティーに参加した人の数を記載したものです。」との説明がなされた。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断の前提

#### (1) 調査請求書の「違反の内容」に記載されている事項に対する判断であること

判断を行う対象は、5,700筆を超える署名がなされている調査請求書の「違反の内容」に記載されている事項であり、市長（および資金管理団体）の行為となる。

#### (2) 判断にあたっての留意点

ア 判断基準は条例第3条に定められている「政治倫理基準」である。

イ 政治倫理基準によっては、①疑われたことが事実かどうか、②疑ったこと自

体に妥当性があるかどうか、についての判断を伴う。

ウ 問題が明らかになったとしても、その責任・原因の所在（市長、資金管理団体、制度等）を考慮する必要がある。

エ 疑惑や批判を受ける「おそれ」の判断にあたっては、以下の点を考慮の上、事案に則して総合的に判断する。

(ア) 審査の要件として見た場合、「抽象的なおそれ」に留まらず一定の因果関係を想定できる「現実的なおそれ」であるかどうか。

(イ) 法制度（運用・手続きを含む）に関する理解の不十分さ、誤解や思い込み、情報不足が背景にある「疑い」「おそれ」でないこと。

(ウ) 責任の所在を検討するうえでは、制度設計及び運用によって生じている疑惑・おそれであるかどうかも考慮する必要がある。

## 2 具体的な判断内容

### (1) 第1号関係

第4の1(4)から、企業の住所と個人の住所が同一の場合もあり正確な数字を把握することはできないが、インターネットによる事務局調査においては、個人寄附者の住所が企業の住所と一致する割合について、令和5年分では9割以上、令和4年分では8割以上であり、当該収支報告書に記載されている個人寄附者の多くが、「企業所在地」を住所として記載していたことが認められる。

他方、収支報告書に記載されている寄附者が会社役員等を務める企業の中に公共事業を受注しているものがあることは確認できるが、熊本市全体の契約件数および契約金額ベースの契約手法別割合の比較からは、寄附と受注との間に相関が存在するデータは得られなかった。

本号では「有利な取り計らい」が実際に行われたかどうかを政治倫理基準違反の判断基準となる。地方公共団体の契約事務においては、競争性、公平性、公正性及び透明性を確保する制度が整えられており、それに加え、熊本市独自のチェックする仕組みもあることを確認した。また、「疑われてもおかしくない」3例の調査からは推薦、紹介などの市長による「有利な取り計らい」を確認することはできず、市長の恣意的な介入は確認されなかったことから、第1号違反は問えない。

### (2) 第2号関係

第4の2(1)で記載したとおり、条例の立法趣旨からすると、本号は政治家およびその資金管理団体への企業、団体献金が可能であることを前提とし、そのなかで政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を禁じているものと解釈できる。

政治資金規正法の改正（平成6年（1994年））に伴い、各政治家およびその資金管理団体への企業、団体献金が原則禁止となった後においては、本号は政治団体からの寄附および政治家が長を務める政党支部への寄附などを対象としたものと解される。

この解釈を前提とすると、調査請求書の第2号関係として記載されている「企業の代表者・役員からの寄附」は、前者にも後者にも当てはまらず、第2号違反は問

えない。

### (3) 第3号関係

本号では「地位の利用」が実際に行われたかどうかは政治倫理基準違反の判断基準となる。「地位の利用」の具体例としては、以下が想定される（政治資金規正法第22条の7、第22条の9）。

#### ア 威迫的行為

#### イ 意思に反するチェック・オフ（天引き）

#### ウ 公務員の地位利用による寄附への関与

第4の3(1)のとおり、寄附に関して資金管理団体からは、寄附の勧誘など組織的計画的依頼は行っておらず、後援会入会や寄附の申し出など先方からの申し出があった場合に案内を行っており、寄附の申し出は会員からの紹介によるものがほとんどであるとの説明がなされた。資金管理団体の回答からは、自発的な寄附の依頼は認められなかった。

この説明を覆すだけの「地位の利用」が行われた具体例がなく（調査請求者からも示されず）、権限関係の構図のみによって「地位の利用」を判断するのは拙速である。威迫的行為等の「地位の利用」は確認できず、第3号違反は問えない。

### (4) 第5号関係（その1）

第5の2(1)のとおり、公共事業の発注において市長の恣意的な介入は確認されなかった。したがって、「職務に関する不正」の事実は認められない。

他方、疑惑の蓋然性・妥当性に関して、「公共事業の発注権限を持つ市長が受注業者から寄附を受けること」が「公共事業の発注という市長の職務の公平・公正さ」に対する疑念を生む可能性は否定できないが、あくまで「一般的・抽象的おそれ」の域に留まる。第3条第5号に係る「その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれ」を問おうとするならば、より「現実的なおそれのある行為」であるかどうかを具体的事例に即して判断する必要がある。

この点で検討材料となりうるのは、追加資料として提示された「疑われてもおかしくない」3例であるが、いずれも寄附と「事業者への有利な取り計らい」「職務の不公平・不公正さ」との因果関係が明白ではなく、「現実的なおそれのある行為」として認定するには至らなかった。以上から、第5号に違反するとの結論には至らなかった。

### (5) 第5号関係（その2）

第4の5(2)の総務省及び県選管の見解を踏まえれば、収支報告書に記載すべき個人寄附者の「住所」について、特段の定義は設けられておらず、住所（又は所在地）欄に企業の住所が記載されていることをもって「虚偽記載」とは即断できないことを確認した。なお、政治資金規正法上、寄附者の「住所」の確認方法等について特段の規定はない。

他方、個人寄附者の住所欄には居住所在地が記載されるものとの理解からすると、企業所在地の記載は「虚偽記載ではないか」「実質的企業献金ではないか」「個人献

金の上限の回避行為ではないか」などとの疑念を生じさせるものと言え、そうした疑念、誤解を生じさせない表記に改善すべきである。ただし、そうした疑念を生じさせる要因のひとつに、解釈の幅を生む制度運営上の要因（「住所（又は所在地）」欄の定義が定められていないこと）もあり、その責を市長にすべて負わせることには慎重でなければならない。

住所欄への企業所在地記載を「虚偽記載」と断定できないこと、疑念を生じさせた全ての責任を市長に求めることには慎重であるべきことなどから、第5号に違反するとの結論には至らなかった。

#### (6) 第5号関係（その3）

「対価の支払いをした者の数」欄に「参加者数」を記入したことについて、資金管理団体からは「パーティー券を購入しただけでは対価を受けておらず、飲食の提供を受けて初めて対価を受けることになるため、パーティーに参加した人の数を記載したものです」との説明がなされた。他方、総務省からは『対価の支払いをした者の数』とは、パーティー券の購入枚数や参加者数等ではなく、『対価の支払いをした者の数』を事実即して記載いただくものですとの見解が示されており、この制度運営を担う機関の見解を踏まえれば、当該欄に「参加者数」を記載したことは誤りである。

政治資金規正法第12条第1項の規定により、政治団体の会計責任者は、一定の場合、「パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数」を記載した報告書を提出しなければならないが、その内容は、正しく記載される必要がある。今回の「対価の支払いをした者の数」欄に「参加者数」を記入したことは、同項に違反しており、違法な状態が生じている。ただし、事実を隠蔽するための意図的な「虚偽記載」、すなわち故意があるとまでは判断できず、「誤解に基づく誤記」と認定するのが妥当である。また、単発の誤記であり、県選管へ問い合わせも行っている経緯等を踏まえれば、重過失によるものとはいえない。これらのことを考慮すれば、「対価の支払いをした者の数」欄に「参加者数」を誤記したことについてのすべての責任を市長に帰することは妥当ではないと考えられることから、第5号に違反するとの結論には至らなかった。

もっとも、市長には監督責任がある。この違法な状態を放置するとすれば、その怠る行為は、第5号違反となる。正しい記載になるよう可及的速やかに修正の申請を行う必要がある。

### 3 結論

条例第3条第1号、第2号、第3号及び第5号に照らし、市長の責に帰すべき条例違反となる事実関係は認められなかった。

もっとも、第5号については、法令に違反した状態が生じており、これを放置すれば、同号違反となる。市長に対し、監督責任者として、収支報告書における「対価の支払いをした者の数」欄の誤記について、令和4年分の他、同様の誤りがあれば、

可能な限り過去に遡り、可及的速やかに訂正するよう求める。

## 第6 留意点

当審査会に付託された調査請求書の内容を審議した結果については、「第4 審査会が認定した事実」及び「第5 審査会の判断」のとおりであり、第5において、可及的速やかに「対価の支払いをした者の数」欄の誤記を訂正するよう意見したところである。そのうえで、審査会での議論を踏まえ、次の事項について示すこととした。

### 1 住所欄に疑念を持たれないよう留意すること

収支報告書において、個人寄附者の住所（又は所在地）欄に企業所在地が記載されていることに関して、総務省及び県選管からの回答によれば、個人寄附者の住所（又は所在地）欄の記載に関して特段の定義は設けられていないことから、事実関係としては政治資金規正法における虚偽記載にあたるとは言えない。ただし、当審査会の委員（以下「委員」という。）からは、このような記載がなされていることで、市民が「虚偽記載にあたるのではないか」という疑念を抱く蓋然性・妥当性の観点から考えると、疑念を持つ市民がいることも理解できるとの意見が出た。

意見聴取における質疑応答において、市長から「個人献金の申込時に企業所在地が記載されていることで、企業献金ではないかと疑念を持たれることに関する報道もあったことから、現在は個人の住所を記載されるよう依頼している」という旨の発言もあった。

今後、個人寄附を受ける際は「住所（または所在地）」欄の記載について留意されたい。

### 2 収支報告書についての基本的な確認を行うこと

市長の意見聴取において寄附者との面識の度合いを尋ねた際、「寄附の手続きは資金管理団体で対応しており、誰が寄附しているかの個別確認は行っていない」という旨の発言があった。委員からは、自身の政治理念に共鳴して個人寄附を行った者を把握していないことへの違和感が表明された。寄附者の適正性確保という観点から、寄附者への関心を強く持つべきである。

市長という役職には一定の権限があることから、条例に定められた「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けない」という規定に抵触しないためにも、寄附を受ける側として、前号に掲げる住所欄以外の部分においても収支報告書の記載内容について確認するよう、努められたい。

### 3 清浄で民主的な市政の発展に向けた、更なる取り組みに努めること

委員から、条例に定められている「おそれ」とは、将来的に不適切な結果や悪影響を引き起こすかもしれない可能性があるかどうかであり、リスク回避の視点であるとの意見も出た。

資金管理団体からも、「政治理念に賛同される以外の目的を有していることが疑われる場合、その寄附は受けない」という旨が回答されており、不適切な結果や悪影響を引き起こす可能性を未然に防ぐための対応が取られていると考えるが、「政治とカネ」

の問題をめぐっては、政治への信頼が大きく揺らぎ、政治家には、より厳しい視線が送られている。これまでは問題が指摘されずにきた事柄に関しても細心の注意を払って点検し、誤解を生む可能性を少しでも減らしていくことが求められている。

この点を自覚していただき、清浄で民主的な市政の発展に向けて努力していただきたい。

#### 4 「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附」を重視する解釈について

今回の審議において、条例第3条第2号に関しては、第5の2(2)のとおり判断した一方、政治資金規正法の改正(平成6年(1994年))後も、条例第3条第2号が改正されることがなかったことを考慮すれば、「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けない」を重視し、「企業、団体等」に「個人」も含めて考える広義の解釈も成り立つと考える。他の自治体の倫理条例では、「企業、団体等」の限定を置くことなく「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けない」との条文となっている事例も見受けられる(東京都議会議員の政治倫理に関する条例第4条第1項第6号/兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1項第6号/福岡市長の政治倫理に関する条例第3条第1項第4号/千葉市長の政治倫理に関する条例第3条第1項第5号など)。

加えて、条例の目的を念頭に置けば、広義の解釈がそれに資するとも考えられる。広義の解釈に立てば、「公共事業の発注権限を持つ市長の資金管理団体が、公共事業の発注企業の代表者・役員から寄附を受けること」は、たとえそれが「個人による寄附」であったとしても、少なくとも「政治的・道義的批判」の「おそれ」を抱かせる可能性は否定できない。

他の自治体の政治倫理条例や昨今の「政治とカネ」をめぐる政治不信の高揚を踏まえれば、本市においても、今後は広義の解釈を念頭に置いた政治活動が望まれる。

今回、当審査会において初めて、広義の解釈を検討した。現段階では、市政を支える市長や議員などの間に広義の解釈が共有されているとはいえ、本件に広義の解釈を適用するのは適切ではないとの判断に至ったことから、今回の審査では立法趣旨に沿った解釈の立場に立ち第2号違反は問えないとの結論に達したが、総合的に勘案すると、当審査会としても今後は広義の解釈も成り立つことに留意しながら審査を行っていくことを想定する。

よって、市長は、引き続き最大限、市民に「疑念」「おそれ」を生じさせない努力を行うべきである。

## 令和7年第1号調査請求事件に係る報告 卷末資料一覧

- 資料1 調査請求書及び添付資料一覧
- 資料2 第3回資料 熊本市の契約事務について
- 資料3 第4回資料【参考資料1】関係法令等について
- 資料4 第4回資料【資料7】契約手法別の割合について（事務局調査）
- 資料5 第5回資料【資料1-1】事例1について
- 資料6 第5回資料【資料2-1】事例2について
- 資料7 第5回資料【資料3-1】事例3について
- 資料8 第4回資料【資料5】調査請求者 回答
- 資料9 第4回資料【資料6】収支報告書の住所について（事務局調査）
- 資料10 第6回資料【資料1】資金管理団体からの回答  
(12/11付 新世代政経懇話会)
- 資料11 第4回資料【資料2】政治資金規正法に基づく収支報告書の記載について  
(9/26付 総務省回答)
- 資料12 第4回資料【資料3】政治資金規正法に基づく収支報告書の記載について  
(10/9付 熊本県選挙管理委員会回答)

## 調 査 請 求 書

2025 年 6 月 18 日

熊本市長 (宛)

請求者 住所 [REDACTED]  
(代表者) 氏名 西川 文武請求者 住所 [REDACTED]  
(代表者) 氏名 谷口 好美

熊本市政治倫理条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり調査を請求いたします。

- 1、 違反するおそれがあると認められる者の氏名 大西 一史 市長
- 2、 違反の内容

熊本市政治倫理条例第 3 条は、第 1 号で、「市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしない」としているが、大西一史熊本市長（以下、大西市長）の資金管理団体である「新世代政経懇話会」の 2022 年政治資金収支報告書によれば、105 人からの個人寄付を受けている。その 105 人のうち 91 人の職業（又は代表者の氏名）欄が「会社役員」で、その多くが会社の代表者である。また、住所（又は所在地）は役員を務める会社の所在地となっており、実質的な企業献金との疑いが持たれる。しかも、寄附者が役員を務める会社に、熊本市はほぼ毎年数千万円から数十億円の公共事業を発注している。市長が、個人寄附をした人が役員・代表者の企業に多額の公共事業を発注すれば、その企業、「特定の企業」に対し「有利な取り計らいをした」ことが疑われる。

同条第 2 号では、「政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置する」と規定している。熊本市長には、熊本市が発注する公共事業の発注権限がある。公共事業の発注権限を持つ市長の資金管理団体が、公共事業の受注企業の代表者・役員から、寄附を受けることは政治的・道義的批判を受けることは確かであり、その「おそれ」も含め規定している政治倫理条例に照らし、違反は明白である。

同条第 3 号では、「その地位を利用しいかなる金品も授受しない」と規定している。多額の公共事業を受注している会社の役員が、発注権限を持つ市長の後援団体から寄附の依頼があれば、断ることは難しく、結果的に市長が地位を利用した後援団体の資金集めを行っている形になり、規定違反である。

同条第 5 号では、「市民全体の代表者として、法令を遵守し、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしない」と規定している。公共事業の発注権限を持つ市長が受注業者から寄附を受ければ、事業者への有利な取り計らいが類推され、公共事業の発注という市長の職務の公平・公正さに疑いがもたれる。しかも、個人献金に「企業所在地」を記載することは、政治資金規正法の虚偽記載にあたる。2022 年 10 月 8 日開催の特定パーティーの収入は 1,157 万円で、2 社が 180 万円を支払っており、それを引いた額は 977 万円、1 万円会費で 1,052 人の支払者数は政治資金規正法の虚偽記載であり、法令遵守に反する。

- 3、 違反の根拠 熊本市政治倫理条例第 3 条の第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号
- 4、 違反を証する資料 (別紙のとおり)

## 調 査 請 求 者 署 名 簿

( 区 )

有権者である ことの確認欄	署名年月日	住所	生年月日	氏名	印
	2025 年 月 日	熊本市 区	年 月 日		
	2025 年 月 日	熊本市 区	年 月 日		
	2025 年 月 日	熊本市 区	年 月 日		
	2025 年 月 日	熊本市 区	年 月 日		
	2025 年 月 日	熊本市 区	年 月 日		

- (注) 1 氏名は、自署すること。  
2 請求代表者が署名押印した調査請求書を正本とし、正本の調査請求者署名簿欄は空白とすること。  
3 調査請求者による署名は、正本の写しに行うこと  
4 有権者であることの確認欄は、記載しないこと  
5 署名簿は、区ごとに作成すること。

# 大西一史市長の政治倫理調査請求に関する添付資料

正本

2025年6月18日

市長の政治倫理をたずねる市民の会

- ① 新世代政経懇話会（代表者 大西一史）収支報告書 令和5年分  
・寄付者の会社名を日本共産党熊本市議団の責任で記入したもの。
- ② 新世代政経懇話会 令和4年分 収支報告書  
・①と同じく、会社名を日本共産党熊本市議団の責任で記入したもの。
- ③ 同収支報告書 令和3年分 書き込みなし。
- ④ 同収支報告書 令和2年分 書き込みなし。
- ⑤ 同収支報告書 令和元年分 書き込みなし
- ⑥ 熊本市が発注した事業者と発注実績一覧表（平成30年から令和5年までの）  
・市契約監理部から日本共産党市議団への提出資料

## 【新聞報告写し】

- ⑦ 令和5年12月10日付 熊本日日新聞（以下熊日という）  
「個人献金」に企業所在地
- ⑧ 熊日 令和6年12月12日 大西市長「問題ない」
- ⑨ 熊日 令和6年12月13日 受注企業役員から献金
- ⑩ 熊日 令和6年12月26日 際立つ大西市長の事例
- ⑪ 熊日 令和7年1月18日 「誤解うまない報告に」
- ⑫ 熊日 令和7年3月16日 首相商品券審議を直撃
- ⑬ 熊日 同上 識者談話
- ⑭ 熊日 令和7年5月5日 正確記載「知事こそ必要」、識者談話
- ⑮ 熊日 令和7年5月5日 住所地に企業所在地 まん延
- ⑯ 同上 識者談話
- ⑰ 熊日 令和7年4月1日 編集局長の「有権者からみた視点」
- ⑱ 熊日 平成13年3月7日 竹内重年・政治倫理審査会長に聞く
- ⑲ 熊日 平成17年1月9日 インタビュー「議員に行政介入権限ない」
- ⑳ 熊日 令和6年3月5日 熊本市議会「政治とカネ」で市長追及
- ㉑ 令和7年6月13日 熊本市議会第2回定例会 上野議員質問と市長答弁

## 1 契約手法

地方自治法や同施行令の規定に基づき、相手方を選定。

(契約の締結)  
第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、**一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。**

### 【契約手法の違い】

一般競争入札 【原則】	予め公告し、 <b>不特定多数の事業者を入札によって競争させ</b> 、自治体にとって最も有利な価格を提示した者との間で契約を締結する手法
指名競争入札 (※1)	技術力や許認可の状況、信用その他により適当であるとして自治体が <b>予め選んだ特定多数の事業者を入札によって競争させ</b> 、自治体にとって最も有利な価格を提示した者との間で契約を締結する手法
随意契約 (※2)	入札の方法によらず、自治体が <b>任意に特定の相手方を選んで契約を締結する手法</b>
せり売り (※3)	<b>一の事業者が提示する価格に対抗して、他の事業者が更に有利な価格を提示することにより、価格を競争させ</b> 、自治体にとって最も有利な価格を提示した者との間で契約を締結する手法 (=オークション)

#### ※1：指名競争入札が可能な契約

地方自治法施行令第167条の規定により以下の場合に限定。

第1号	工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
第2号	その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
第3号	一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

#### ※2：随意契約が可能な契約

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定により以下の場合に限定。

第1号	自治体が政令の範囲内で定める額を超えない契約（少額な契約）
第2号	競争入札に適さない契約（特許が必要な業務等、相手方が限定される契約）
第3号	福祉政策の目的に沿って行う契約
第4号	新事業分野開拓者からの新商品等の調達契約
第5号	緊急の必要による契約（災害復旧のための契約等）
第6号	競争入札に付することが不利な契約（安全性を考慮した同一事業者との契約等）
第7号	時価に比べて著しく有利な価格による契約
第8号	入札が不調・不落となった場合における契約
第9号	落札者が契約締結をしないときの契約

#### ※3：せり売りが可能な契約

地方自治法施行令第167条の3の規定により「動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している場合」に限定。

## 2 契約手続

契約手法に伴い、それぞれ以下の手順で契約。なお、契約締結には、物価資料等を元に設計した金額を参考に、入札執行者にて予め設定した予定価格内の金額であることが必要。

### (1) 一般競争入札

実施伺(市) → 公告(市) → 参加申請(業者) → 資格審査(市) → 入札(業者) → 契約締結伺(市) → 契約締結

### (2) 指名競争入札

実施伺(市) → 複数業者への指名(市) → 入札(業者) → 契約締結伺(市) → 契約締結

### (3) 随意契約

#### ① 1号随契

実施伺(市) → 複数業者へ見積依頼(市) → 見積提出(業者) → 契約締結

#### ② 2～9号随契

実施伺(市) → 特定の1者へ見積依頼(市) → 見積提出(業者) → 契約締結(市) → 契約締結

※契約結果については、市HP等で公開

## 3 契約事務のチェック体制

契約事務における主なチェック体制は以下のとおり。

### (1) 契約事務調査会議等における審査

各局内の部課長等で構成される調査会議において、予定されている契約の**契約手法や契約手続の合規性や妥当性等を審査するもの。**

### (2) 入札等監視委員会における審査

**弁護士や公認会計士、大学教授等で構成される監視委員会において、当該委員会の委員が抽出した契約案件について、一般競争入札における入札参加資格の設定理由や指名競争入札における指名の理由、随意契約の理由等について担当部署の課長等に説明を求め、その妥当性について審議するもの。**

## 関係法令等について

## 1 契約に関するもの

## ○熊本市契約事務取扱規則(抜粋)

(規則で定める随意契約の限度額)

第14条の2 令第167条の2第1項第1号に規定する普通地方公共団体の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 400万円
- (2) 財産の買入れ 300万円
- (3) 物件の借入れ 150万円
- (4) 財産の売払い 100万円
- (5) 物件の貸付け 50万円
- (6) 前各号に掲げる以外のもの 200万円

## 【参考】地方自治法施行令(抜粋)

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることが出来る場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第五(第167条の2関係)

- 1 工事又は製造の請負 400万円
- 2 財産の買入れ 300万円
- 3 物件の借入れ 150万円
- 4 財産の売払い 100万円
- 5 物件の貸付け 50万円
- 6 前各号に掲げるもの以外のもの 200万円

## 【参考】地方自治法(抜粋)

(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

## 2 決裁に関するもの

### ○熊本市事務決裁に関する訓令(抜粋)

(議決条例に係る市長決裁事項)

第6条の2 次条から第15条の2までの規定にかかわらず、熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号。以下「議決条例」という。)第2条に該当する契約(熊本市長の専決処分事項に関する条例(昭和41年条例第25号)本則第3号に該当するものを除く。)若しくは議決条例第3条に該当する財産の取得若しくは処分に関すること又は公営企業においてこれらに相当するものに関することは、市長の決裁とする。

(専決事項)

第7条～第10条(抜粋)

	副市長専決事項 (第7条)	局長共通専決事項 (第8条)	部長共通専決事項 (第9条)	課長共通専決事項 (第10条)
(1) 工事施行	1億3千万円以上	1億3千万円未満	6,000万円以上	6,000万円未満
(2) 委託	5,000万円以上	5,000万円未満	3,500万円以上	3,500万円未満
(3) 物件、労力 その他の供給	2,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円以上	1,000万円未満
(4) 用地買収	3,000万円未満	2,000万円未満	2,000万円以上	2,000万円未満

### 【参考】熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抜粋)

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格3億円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

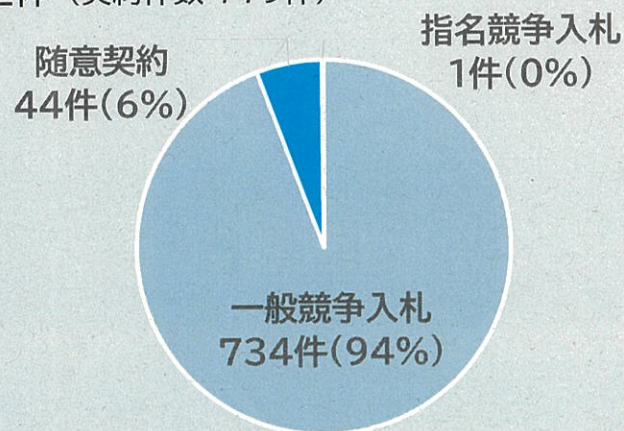
第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格4,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 1 工事契約に関する調査 (件数ベース)

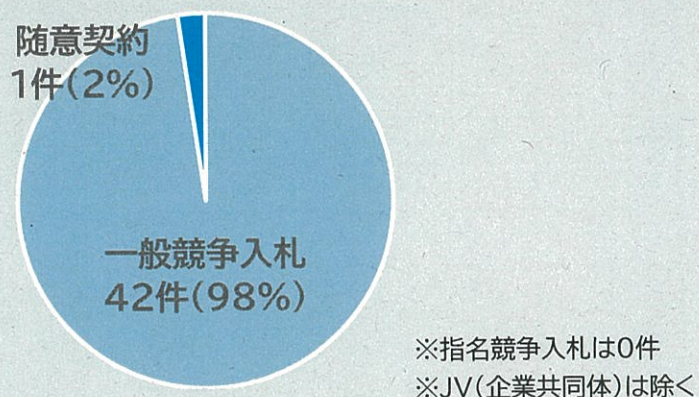
工事契約については、国が実施する入札不調・不落状況調査の根拠資料から契約手法別の割合を算出  
※委託契約、小規模・緊急工事(1号)及び水道局の緊急的工事は除く

### (1) 令和5年度

#### ① 全体 (契約件数 779件)

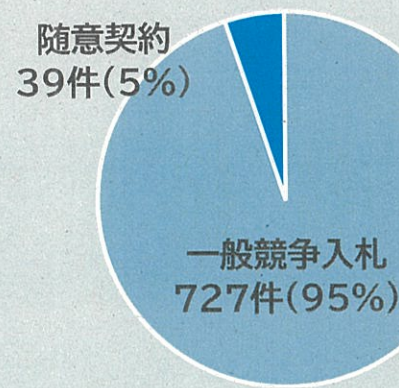


#### ② 添付資料①に記載されている企業 (契約件数 43件)

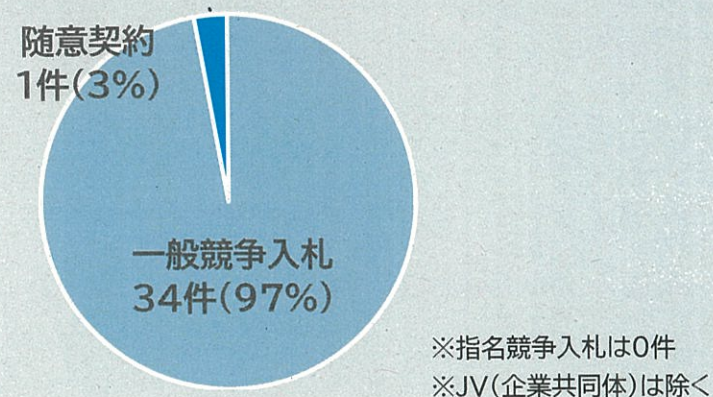


### (2) 令和4年度

#### ① 全体 (契約件数 766件)



#### ② 添付資料②に記載されている企業 (契約件数 35件)



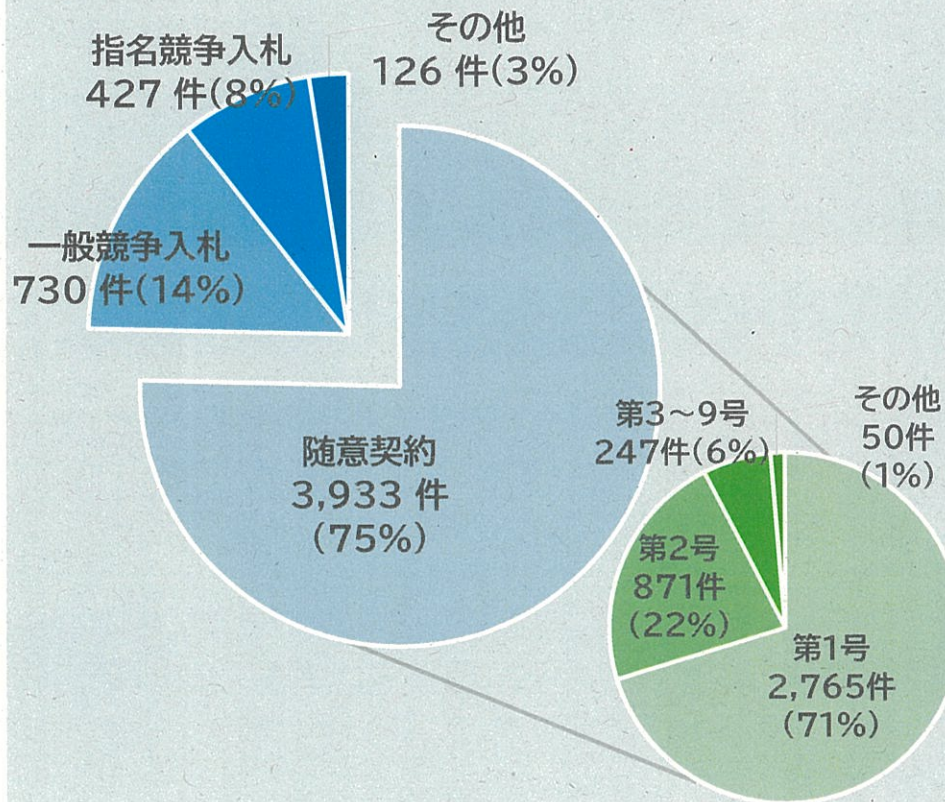
# 契約手法別の割合について(事務局調査)

## 2 委託状況調書による調査 (件数ベース)

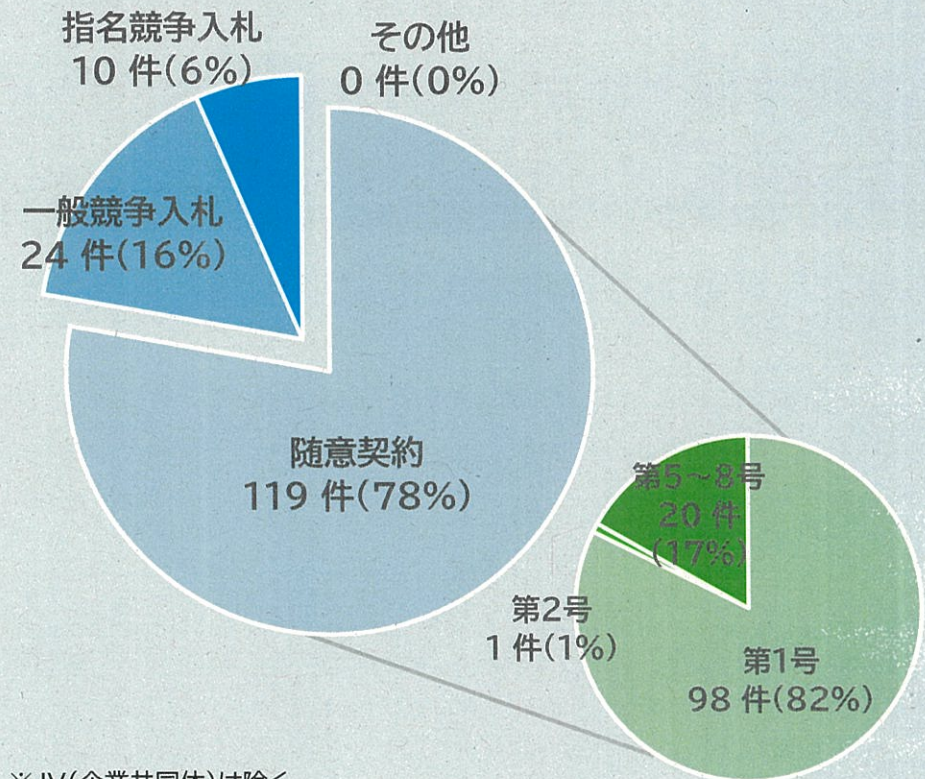
委託状況調書は、市議会へ決算報告する際の関係資料として毎年度作成しており、本市が委託契約を締結した全ての契約の契約手法や契約金額、相手方等が示されていることから、これをもとに契約手法別の割合を算出。

### (1) 令和5年度

#### ① 全体 (契約件数 5,216件)



#### ② 添付資料①に記載されている企業 (契約件数 153件)

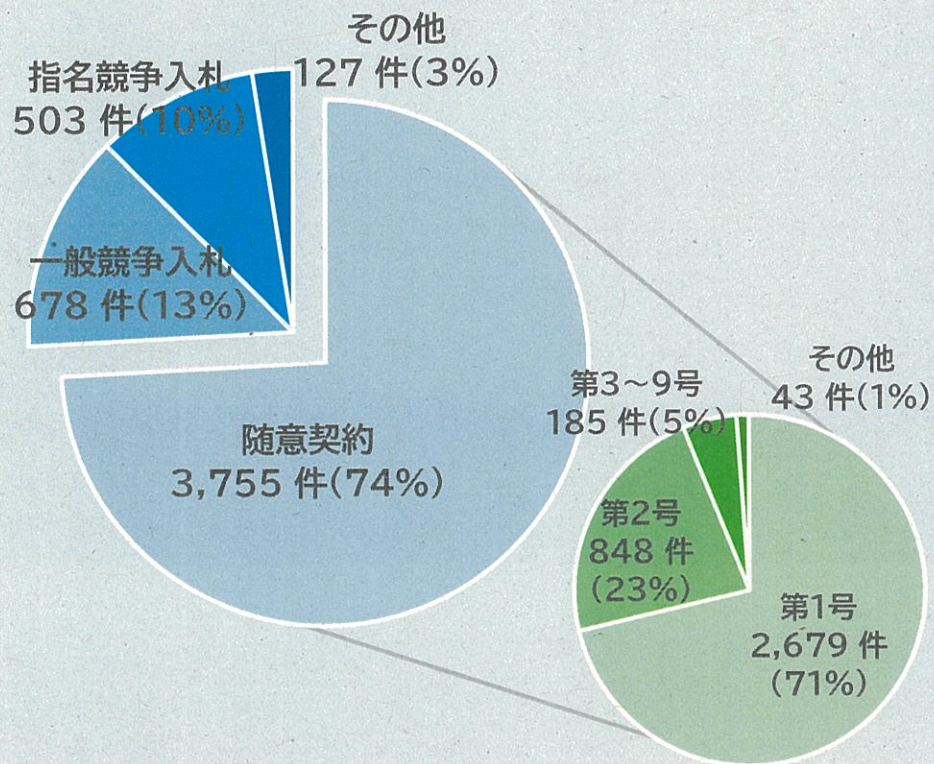


※JV(企業共同体)は除く

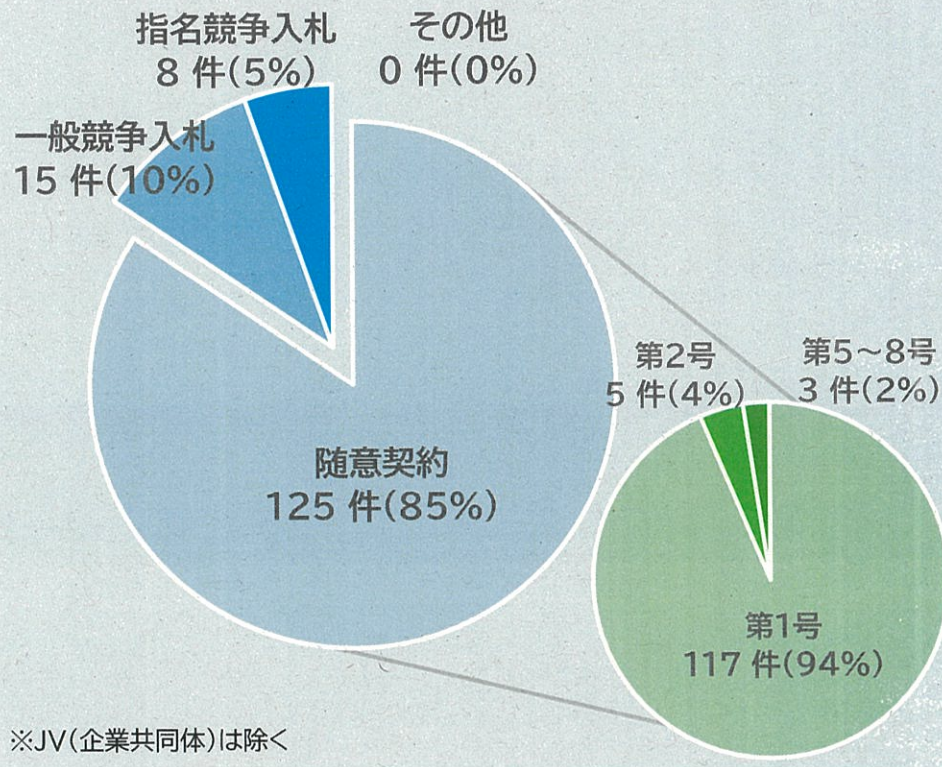
# 契約手法別の割合について(事務局調査)

## (2)令和4年度

### ① 全体 (契約件数 5,063件)



### ② 添付資料②に記載されている企業 (契約件数 148件)



※JV(企業共同体)は除く

### 【参考:随意契約が可能な契約】

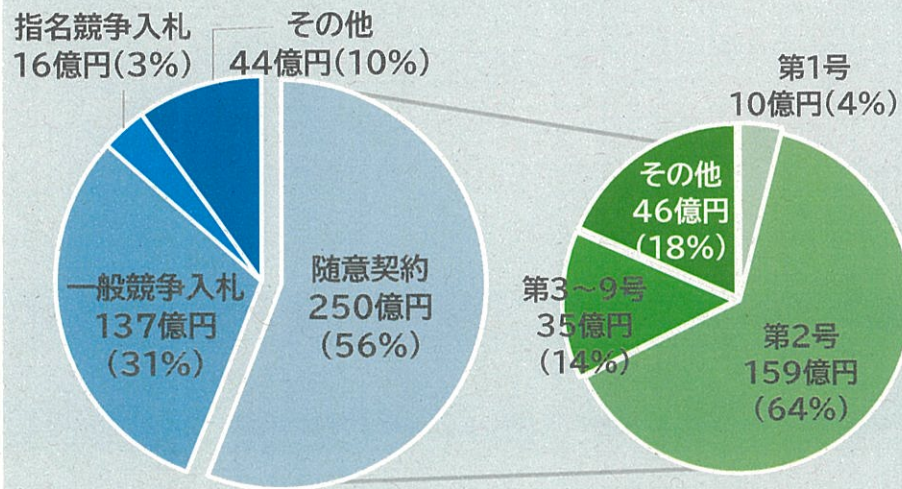
入力内容	説明	入力内容	説明
第1号	自治体が政令の範囲内で定める額を超えない契約(少額な契約)	第4号	新事業分野開拓者からの新商品等の調達契約
第2号	競争入札に適さない契約(特許が必要な業務等、相手方が限定される契約)	第5号	緊急の必要による契約(災害復旧のための契約等)
第2号 (コンペ)	複数の業者から契約内容について提案(企画・アイデア・デザイン等)を募り、最も有利な提案をした者を契約相手方候補者とする契約	第6号	競争入札に付することが不利な契約(安全性を考慮した同一事業者との契約等)
第2号 (プロポーザル)	複数の業者から契約内容について提案(実施体制等)を募り、履行に最も適した者を契約相手方候補者とする契約	第7号	時価に比して著しく有利な価格による契約
第3号	福祉政策の目的に沿って行う契約	第8号	入札が不調・不落となった場合における契約
		第9号	落札者が契約を締結しないときの契約

# 契約手法別の割合について(事務局調査)

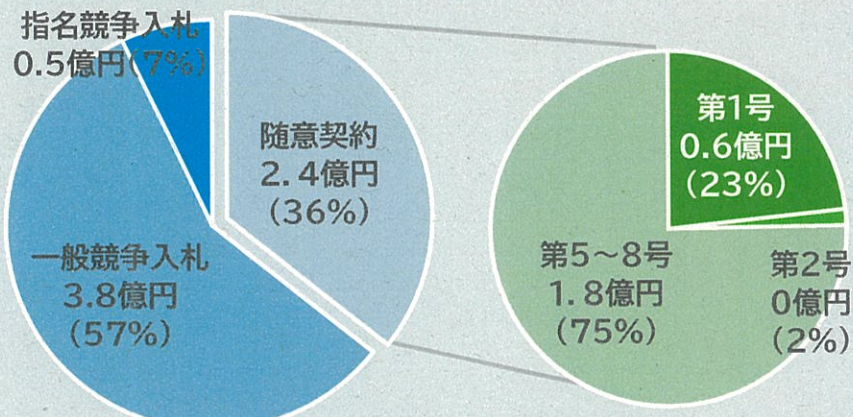
【参考】 委託状況調書による調査 (金額ベース)

## (1) 令和5年度

### ① 全体 (契約金額 447億円)

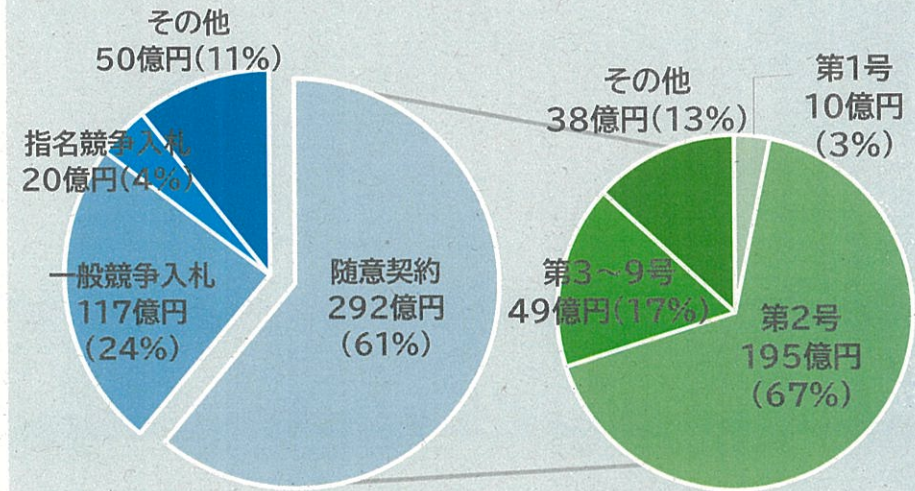


### ② 添付資料①に記載されている企業 (契約金額 6.7億円)

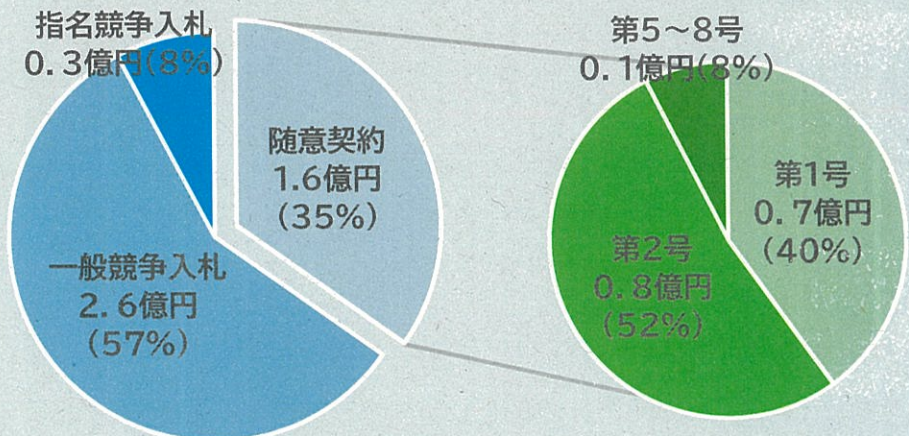


## (2) 令和4年度

### ① 全体 (契約金額 479億円)



### ② 添付資料②に記載されている企業 (契約金額 4.5億円)



事例 1

改修事業に関して

## 主張内容

総合評価方式となっている「**〇〇〇〇**工事」は2つのJVが応募し、1回目は1社が無効、もう1社は辞退したため無効となり、2回目で、1回目を大幅に上回る**〇〇〇〇**円で落札（2022年9月30日）となっている。その上、3度も設計変更に伴う増額の契約変更になっている。落札したJV筆頭の**〇〇〇〇**（代表者は同社所在地を住所として記載）が同年**〇**月**〇**日と、翌2023年**〇**月**〇**日にそれぞれ**〇〇〇〇**円寄付。この入札は「総合評価方式」でわずかな評価点で落札が決まっている。しかも特に難しい特別な工事でもないのに、入札にはわずか2つのJVしか参加していないことも疑念が深まるばかりです。

## 主張内容の正誤確認

項番	主張内容	正誤	事情の説明
1	「 <b>〇〇〇〇</b> 工事」は総合評価方式となっている。	誤	<p>「<b>〇〇〇〇</b>工事」及び「<b>〇〇〇〇</b>工事（その2）」は総合評価方式となっている。 ※誤っている箇所を朱書き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価の理由：建築一式工事Aランク（発注額8,000万円以上）は全て総合評価方式での発注となるため</li> <li>・配点基準：学識経験者への意見聴取及び熊本市総合評価審査会での審査のうえ決定（毎年3月頃に全案件の統一的な評価項目、配点を決定）</li> <li>・審査体制：主に担当、主査級、管理職によるチェック</li> <li>・項目ごとの点数：別添公告文参照</li> </ul>
2	2つのJVが応募し、1回目は1社が無効、もう1者は辞退したため無効となった。	誤	<p>2つのJVが応募し、「<b>〇〇〇〇</b>工事」は1者が無効、もう1者は辞退したため<b>不落</b>となった。 ※誤っている箇所を朱書き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無効理由：予定価格超過のため</li> <li>・辞退理由：業者からの辞退によるもの</li> </ul>
3	2回目で、 <b>〇〇〇〇</b> 万円で落札（令和4年（2022年）9月30日）となった。	誤	<p>「<b>〇〇〇〇</b>工事（その2）」で、<b>〇〇〇〇</b>万円で落札（落札決定日：令和4年（2022年）8月24日）となった。 ※誤っている箇所を朱書き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額：<b>〇〇〇〇</b>円（税込）</li> <li>・開札日及び落札決定日：令和4年（2022年）8月24日</li> <li>・仮契約締結日：令和4年（2022年）8月26日</li> <li>・契約締結日：令和4年（2022年）9月30日</li> </ul>



【事例1 フローチャート】

※大西市長が関わる行を青色、大西市長の政治資金管理団体への寄附行為の行を黄色で整理。

	日時・時期	対応	動き	決裁権者	契約相手方に関する ①市長からの指示の有無、②内容	備考
令和3年度 (2021年度)	令和4年(2022年)3月■日	—	市長の政治資金管理団体へ■万円を寄附 (■■■■氏 ※契約受託JVの筆頭)	—		
令和4年度 (2022年度)	令和4年(2022年)6月14日	■■■■	工事契約課へ契約依頼	■■■ (課長)		
	令和4年(2022年)6月15日	工事契約課	「■■■■工事」の施行伺を起案	市長	無	※予定価格3億円以上の工事
	令和4年(2022年)6月20日	工事契約課	「■■■■工事」の公告			
	令和4年(2022年)7月7日	■■■■	工事契約課へ議案の報告及び資料等の提出	■■■ (課長)		
	令和4年(2022年)7月13日	工事契約課	「■■■■工事」の開札実施→不落			※総合評価方式
	令和4年(2022年)7月14日	工事契約課	「■■■■工事」の案件廃止伺を起案	工事契約課長		
	令和4年(2022年)7月22日	■■■■	入札状況を市長へ報告	■■■ (課長)	無	
	令和4年(2022年)7月22日	■■■■	再公告設計書伺いを起案	局長		
	令和4年(2022年)7月22日	■■■■	工事契約課へ契約依頼	■■■ (課長)		
	令和4年(2022年)7月25日	工事契約課	「■■■■工事(その2)」の施行伺を起案	市長	無	※予定価格3億円以上の工事
	令和4年(2022年)8月1日	工事契約課	「■■■■工事(その2)」の公告			
	令和4年(2022年)8月24日	工事契約課	「■■■■工事(その2)」の開札実施→■■■■万円(税込)で落札決定			※総合評価方式
	令和4年(2022年)8月24日	工事契約課	工事請負契約の仮契約締結伺を起案(R4.8.26付仮契約)	市長	無	
	令和4年(2022年)9月5日	市長	議会へ議案を上程			
	令和4年(2022年)9月5日	市長	市議会にて、契約締結内容の概要を報告			
	令和4年(2022年)9月20日	工事契約課	総務委員会において、案件について報告			
	令和4年(2022年)9月30日	議会	議案を議決			
	令和4年(2022年)9月30日	工事契約課	契約締結伺を起案(R4.9.30付本契約)	市長	無	※予定価格3億円以上の工事
	令和4年(2022年)9月30日	■■■■	支出負担行為書を起案(R4年度分)	部長		
令和4年(2022年)10月31日	■■■■	支出命令書を起案(前払金)	部長			
令和4年(2022年)11月4日	会計総室	工事費(前払金)を支払い				

※大西市長が関わる行を青色、大西市長の政治資金管理団体への寄附行為の行を黄色で整理。

	日時・時期	対応	動き	決裁権者	契約相手方に関する ①市長からの指示の有無、②内容	備考
令和5年度 (2023年度)	令和5年(2023年)4月1日	■■■■■	支出負担行為書を起案 (R5年度分)	部長		
	令和5年(2023年)8月■■日	—	市長の政治資金管理団体へ■■万円を寄附 (■■■■■氏 ※契約受託JVの筆頭)	—		
	令和5年(2023年)9月29日	■■■■■	契約相手方と、設計変更に係る協議	監督員		
	令和5年(2023年)10月3日	■■■■■	工事契約課へ設計変更予定報告書 (1回目) を提出	■■■■ (課長)		
	令和5年(2023年)10月10日	■■■■■	変更設計書 (1回目) を起案	局長		
	令和5年(2023年)10月19日	■■■■■	工事契約課へ変更契約依頼 (1回目) を提出	■■■■ (課長)		
	令和5年(2023年)10月27日	工事契約課	変更契約 (1回目) の変更契約伺を起案	総務局長		
	令和5年(2023年)12月4日	■■■■■	支出命令書を起案 (中間前払金)	部長		
	令和5年(2023年)12月7日	会計総室	工事費 (中間前払金) を支払い			
	令和6年(2024年)3月18日	■■■■■	工事契約課へ設計変更予定報告書 (2回目) を提出	■■■■ (課長)		
	令和6年(2024年)3月18日	■■■■■	変更設計書 (2回目) を起案	局長		
	令和6年(2024年)3月21日	■■■■■	工事契約課へ変更契約依頼 (2回目) を提出	■■■■ (課長)		
	令和6年(2024年)3月28日	工事契約課	変更契約 (2回目) の変更契約伺を起案	総務局長		
令和6年度 (2024年度)	令和6年(2024年)4月1日	■■■■■	支出負担行為書を起案 (R6年度分)	部長		
	令和6年(2024年)4月11日	■■■■■	契約相手方と、設計変更に係る協議	監督員		
	令和6年(2024年)4月12日	■■■■■	工事契約課へ設計変更予定報告書 (3回目) を提出	局長		
	令和6年(2024年)4月16日	■■■■■	変更設計書 (3回目) を起案	■■■■ (課長)		
	令和6年(2024年)4月18日	■■■■■	工事契約課へ変更契約依頼 (3回目) を提出	■■■■ (課長)		
	令和6年(2024年)4月24日	工事契約課	変更契約 (3回目) の変更契約伺を起案	総務局長		
	令和6年(2024年)4月24日	■■■■■	変更支出負担行為書を起案	部長		
	令和6年(2024年)5月28日	■■■■■	契約相手方から完成通知書を受ける			
	令和6年(2024年)5月28日	■■■■■	技術管理課検査室へ検査依頼を提出	■■■■ (課長)		
	令和6年(2024年)5月31日	技術管理課検査室	完了検査→検査結果の通知を起案			
	令和6年(2024年)6月17日	■■■■■	請求書を受領、支出命令書を起案	部長		
令和6年(2024年)6月24日	会計総室	工事費を支払い				



項番	主張内容	正誤	事情の説明
3	同じ事業者と随意契約を繰り返している。	正	<p>【随意契約の根拠】  (随意契約2号) 本業務の受託基準に適合し、[redacted]を安定的に実施する能力を有する唯一の業者であるため。</p> <p>【受託基準】：別表あり  ・ [redacted]法律施行令第4条第1号 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。</p>
4	本業務の受託基準に適合する事業者は3事業者以外にもある。	誤	それぞれの地区における受託基準を満たす事業者は3事業者以外にはない

回答課	熊本市 [redacted]
-----	----------------

【事例2 フローチャート】

※大西市長の政治資金管理団体への寄附行為もしくは、パーティー券購入の行を黄色で整理。なお、年度の最後に記載。

※大西市長が関わる行はなし。

	日時・時期	対応	動き	決裁権者 (■・■地区)	決裁権者 (■地区)	契約相手方に関する ①市長からの指示の有無、②内容	備考
令和3年度 (2022年度)	令和4年(2022年)3月	—	市長の政治資金管理団体へ■万円を寄附 (■地区受託業者) ■氏	—	—		
	★と同じ流れ						
令和4年度 (2022年度)	令和4年(2022年)10月	—	■万円のパーティー券を購入 ■ ※■地区の受託業者	—	—		
	★と同じ流れ						
令和5年度 (2023年度)	令和5年(2023年)6月	—	市長の政治資金管理団体へ■万円を寄附 (■地区受託業者) ■氏	—	—		
令和6年度 (2024年度)	令和6年(2024年)3月13日	■	契約方法の選定(事前審査)について、課長決裁	課長	課長		
	令和6年(2024年)3月21日	■	契約事務調査会議への付託→ 審査結果(適)	部長	部長		
	令和6年(2024年)3月29日	■	随意契約実施伺いを起案	副市長※	課長		※5千万円以上の業務委託
	令和6年(2024年)4月1日	■	随意契約の契約締結伺いを起案	副市長※	課長		※5千万円以上の業務委託
	令和6年(2024年)4月1日	■	支出負担行為を起案	課長	課長		
	令和6年(2024年)4月30日	■	月末、契約相手方から実績報告→完了検査	副課長	副課長		
	—	■ 会計総室	4月～3月分委託料を毎月支払い	副課長	副課長		

事例3

に対する補助金について

## 主張内容

を運営している「」に対して、熊本市から

- ・平成26年度に「」の開設準備経費として 万円。
- ・平成29年度に「」の開設準備金として同じく 万円。
- ・令和2年度に「」防災改修等支援事業として、「」に 円の補助金を出しています。

ところが、この「」を運営している氏から、大西市長に令和4年11月に 万円、令和5年8月に 万円寄付しています。どう考えても受け取ってはいけない寄付だったのではありませんか。

## 主張内容の正誤確認

項番	主張内容	正誤	事情の説明
1	「」は、「」 「」、「」、 「」を運営している。	正	
2	平成26年度（2014年度）に、「」 「」の開設準備経費として 万円の 補助金を出している。	正	
3	平成29年度（2017年度）に、「」 「」の開設準備経費として 万円の補 助金を出している。	正	
4	令和2年度（2020年度）に 「」支援事業として、「」 「」に 円の 補助金を出している。	正	
5	平成26年度（2014年度）、平成29年度 （2017年度）、令和2年度（2020年度）の 「」の経営者（代表者）は。		代表取締役 (H26) 代表取締役 (H29) 代表取締役社長 (R2) ※補助金申請書に記載されていた代表者

回答課

熊本市

【事例③フローチャート】

※大西市長が関わる行を青色、大西市長の政治資金管理団体への寄附行為の行を黄色で整理。

施設名	日時・時期	対応	動き	決裁権者	契約相手方に関する ①市長からの指示の有無、②内容	備考
—	平成22年（2010年）3月11日	■■■■■	■■■■■開設準備経費助成事業補助金交付要綱の制定	市長		県の要項に基づく制度の実施を決定
■■■■■	平成25年（2013年）7月9日	■■■■■	平成26年度施設整備に係る説明会の開催等について、市のHPへ掲載	課長		
	平成25年（2013年）8月12日	■■■■■	平成26年度施設整備に係る事前協議書の受付開始	課長		
	平成25年（2013年）11月26日	■■■■■	平成25年度熊本市■■■■■審査会及び熊本市■■■■■審査会の開催	—		審査会で採択法人を選定 18法人応募→3法人採択
	平成25年（2013年）12月20日	■■■■■	平成26年度■■■■■施設整備採択決定伺いの起案 ⇒■■■■■（■■■■■）の施設整備計画を採択	市長 財政課合議		
	平成26年（2014年）4月1日	■■■■■	■■■■■が、■■■■■に補助金の交付申請書類を提出	—		
	平成26年（2014年）4月1日	■■■■■	補助金交付決定伺いを起案	局長 財政課合議		
	平成26年（2014年）7月11日	県（■■■■■）	県が本市に対し、補助金交付申請書の提出を依頼	—		
	平成26年（2014年）7月30日	■■■■■	県に補助金交付申請書を提出	局長 財政課合議		
	平成26年（2014年）8月20日	県（■■■■■）	県が送付した補助金交付決定通知書を■■■■■が受領	—		
	※大西市長：平成26年（2014年）12月3日就任					
■■■■■	平成27年（2015年）3月31日	■■■■■	■■■■■から、補助事業の実績報告を受領 ⇒審査後、補助金交付確定伺いを起案	次長		
■■■■■	平成27年（2015年）4月24日	■■■■■	■■■■■からの請求書を受領し、補助金支給の支出命令書を起案	次長		
■■■■■	平成27年（2015年）5月8日	■■■■■	■■■■■に、■■■■■万円の補助金を支給	次長		補助金積算根拠 ■■■■■あたり■■■■■万円×■■■■■数(■■■■■)
■■■■■	平成28年（2016年）7月20日	■■■■■	平成29年度施設整備の説明会の開催等について、市のHPへ掲載	課長		
	平成28年（2016年）9月1日	■■■■■	平成29年度施設整備に係る事前協議書の受付開始	課長		
	平成29年（2017年）1月23日	■■■■■	平成29年度■■■■■施設整備等及び■■■■■の認可 に関する審査部会の開催	—		審査部会で採択法人を選定 8法人応募→4法人採択
	平成29年（2017年）2月6日	■■■■■	平成29年度■■■■■施設整備採択決定伺いの起案 ⇒■■■■■（■■■■■）の施設整備計画を採択	市長	無	
	平成29年（2017年）9月25日	県（■■■■■）	県が本市に対し、補助金交付申請書の提出を依頼	—		
	平成29年（2017年）10月3日	■■■■■	■■■■■が、■■■■■に補助金の交付申請書類を提出	—		
	平成29年（2017年）10月5日	■■■■■	県に補助金交付申請書を提出	課長 財政課合議		
	平成29年（2017年）10月31日	県（■■■■■）	県が送付した補助金交付決定通知書を■■■■■が受領	—		
	平成29年（2017年）10月31日	■■■■■	補助金交付決定伺いを起案	局長 財政課合議		
	■■■■■	平成30年（2018年）3月26日	■■■■■	■■■■■から、補助事業の実績報告を受領 ⇒審査後、補助金交付確定伺いを起案	局長	
■■■■■	平成30年（2018年）5月11日	■■■■■	■■■■■からの請求書を受領し、補助金支給の支出命令書を起案	部長		組織改編に伴い、所管課変更
■■■■■	平成30年（2018年）5月14日	■■■■■	■■■■■に、■■■■■万円の補助金を支給	部長		補助金積算根拠 ■■■■■あたり■■■■■万円×■■■■■数(■■■■■)

施設名	日時・時期	対応	動き	決裁権者	契約相手方に関する ①市長からの指示の有無、②内容	備考
	平成30年(2018年)3月30日		熊本市 施設整備費補助金交付要綱の制定	市長	無	国の要綱に基づく制度の実施を決定
	令和2年(2020年)3月18日	国( )	国が自治体に対し、災害対策に関する補助金の募集を通知	—		
	令和2年(2020年)4月24日		上記補助金の事前協議について、市HPへ掲載	課長		
	令和2年(2020年)5月15日		が、事前協議(外壁、屋根等の大規模改修)への応募書類を提出(申請額 円)	—		
	令和2年(2020年)5月22日		応募のあった協議について国( )へ関係書類を提出	課長 財政課合議		8件応募→国へ8件提出
	令和2年(2020年)8月19日	国( )	国が本市に対し補助金交付を内示( 内示額 円)	—		8件採用
	令和2年(2020年)9月16日		が、 に補助金の交付申請書類を提出	—		
	令和2年(2020年)10月21日		補助金交付決定伺いを起案	課長		
	令和3年(2021年)2月15日		から、補助事業の実績報告を受領 ⇒審査後、補助金交付確定伺いを起案	課長		
	令和3年(2021年)2月18日		からの請求書を受領し、補助金支給の支出命令書を起案	課長		
	令和3年(2021年)2月26日		に、 円の補助金を支給	課長		補助金積算根拠 上限773万円
—	令和4年(2022年)11月	—	市長の政治資金管理団体へ 万円を寄附( )			
—	令和5年(2023年)8月	—	市長の政治資金管理団体へ 万円を寄附( )			

## 調査請求者 回答

※調査請求者からの回答内容を集計・要約したものです。

- 1 添付資料①～⑤の収支報告書について、寄附者の住所が、(1)企業の住所、(2)個人の住所、(3)企業兼個人の住所、(4)その他、(5)不明のどれであることを明瞭にしてください。

- ・別添「収支報告書（令和5年度～令和3年度）」のとおり。
- ・インターネット上の企業等のホームページや商工会の会員情報等をもとに調査

## 【参考】集計結果

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
(1)企業の住所	91人	89人	85人
(2)個人の住所	8人	11人	9人
(3)企業兼個人の住所	5人	5人	2人
(4)その他	0人	0人	0人
(5)不明	1人	0人	0人
合計	105人	105人	96人

- 2 調査請求書に記載されている『(熊本)市長が、(中略)「特定の企業」に対し「有利な取り計らいをした』』の具体的な事例を提示してください。なお、事例がない場合は、その旨ご記入ください。

有利な取り計らいをした具体的な事例の記載 なし  
 ※疑われてもおかしくない具体例として、3件の報告あり

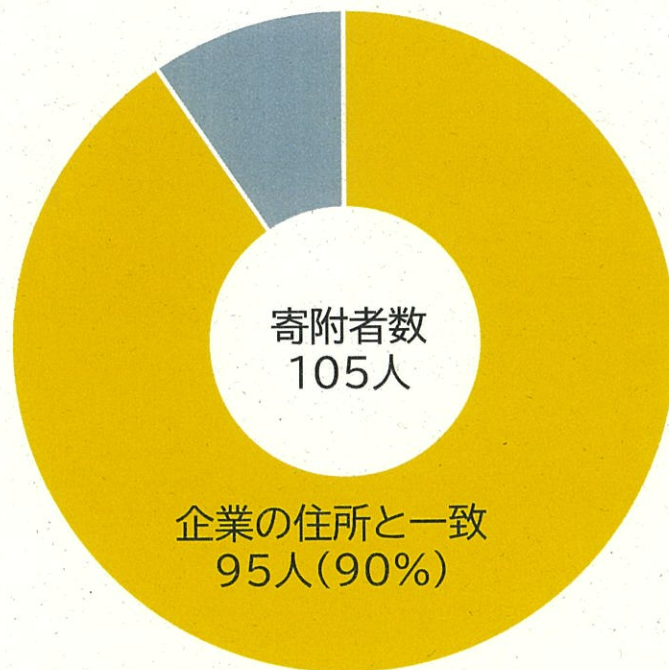
- 3 調査請求書に記載されている「(熊本)市長が地位を利用し」の具体的な事例を提示してください。なお、事例がない場合は、その旨ご記入ください。

地位を利用した具体的な事例の記載 なし

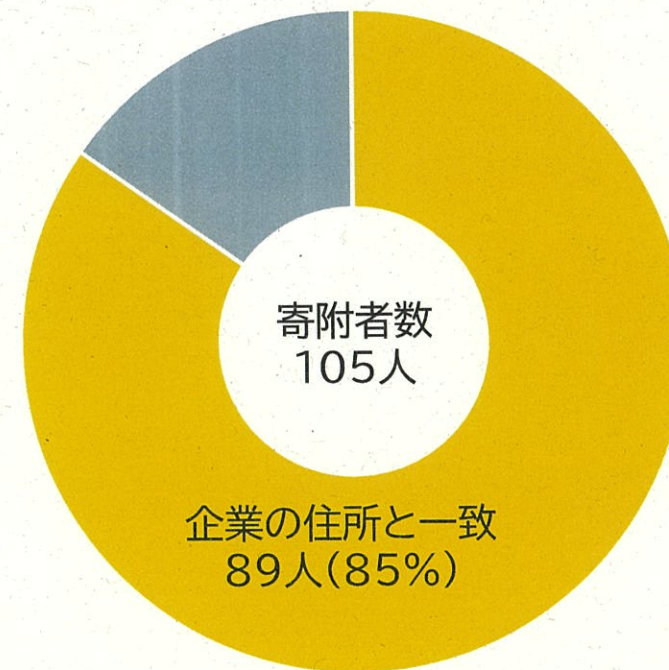
## 1 インターネットによる調査

寄附者の住所をインターネットで検索し、企業等の住所と一致したもの。  
※個人の住所の情報がないため、「企業の住所と一致」の中に企業兼個人の住所が含まれる。

(1)令和5年



(2)令和4年

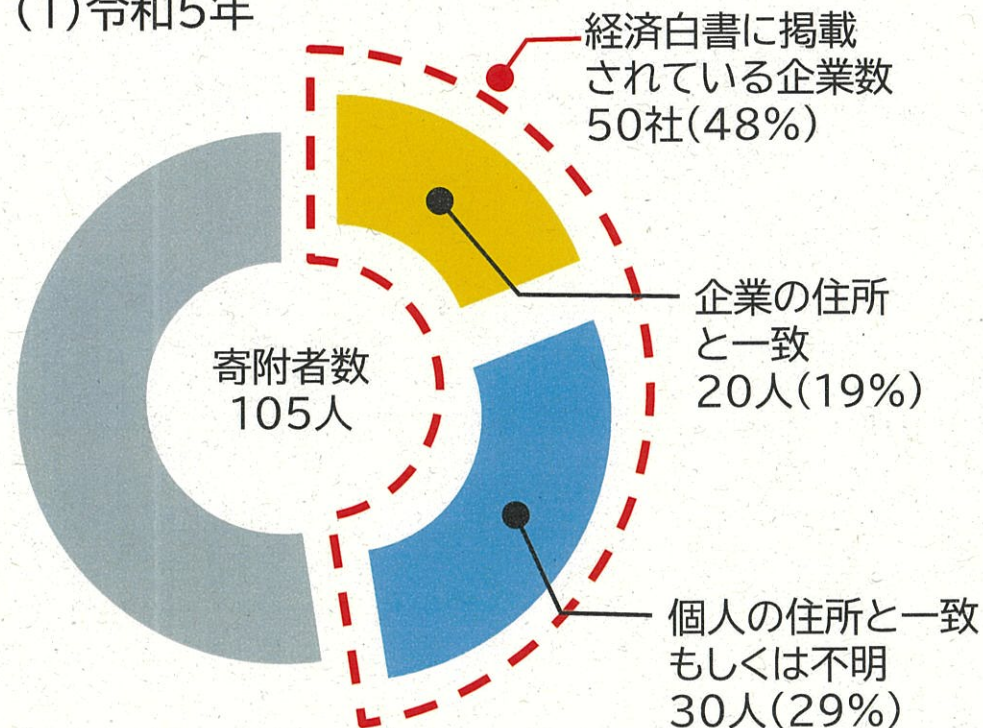


# 収支報告書の住所について(事務局調査)

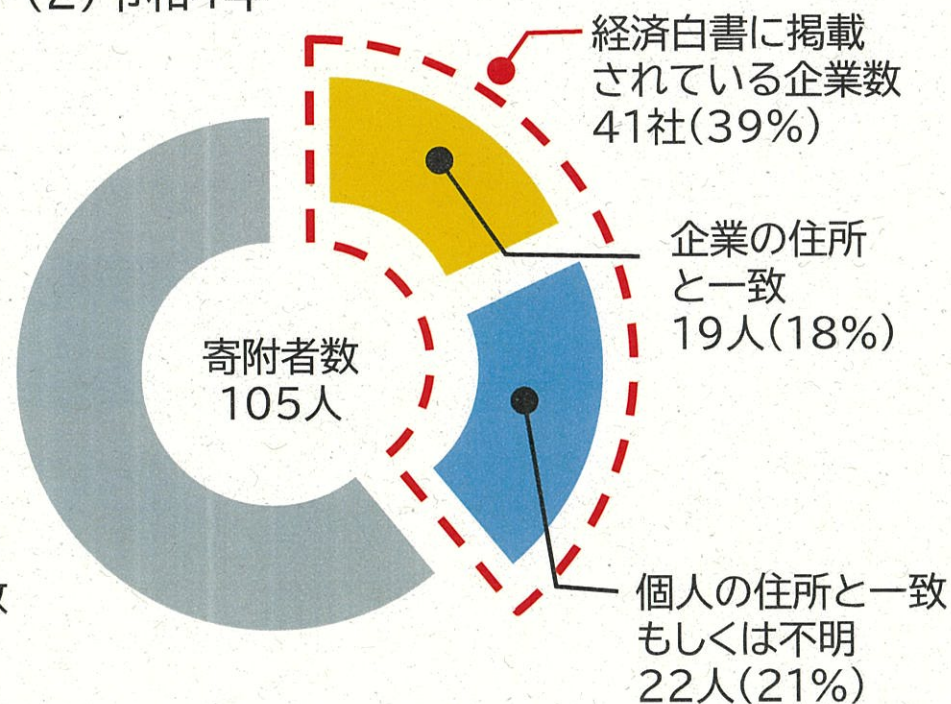
## 2 2024くまもと経済白書\* (以下、「経済白書」という)による調査

添付資料①及び添付資料②の備考欄に記載されている企業名等をもとに経済白書による調査を実施。

### (1) 令和5年



### (2) 令和4年



企業の住所と一致 … 個人の住所とは異なり、企業の住所と一致したもの

個人の住所と一致もしくは不明 … 個人の住所と一致したもの もしくは、個人の住所が不明のもの

※ 2024くまもと経済白書

…くまもと経済・(株)熊本経済センターにおいて、令和5年(2023年)10月31日までに県内企業等を調査されたもの

新世代政経懇話会（以下「資金管理団体」という。）が、熊本県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に提出された令和3年分、令和4年分及び令和5年分の「収支報告書」に関して、下記の内容につきまして、御回答いただきますようお願いいたします。

1 資金管理団体が、「収支報告書」に記載がある個人からの寄附の依頼を行う時期について

- (1) 個人からの寄附の依頼は、年間を通じて行っているか、又は、特定の時期に行っているかについて、御教示ください。

資金管理団体から組織的・計画的に寄附の依頼を行うことはしていません。  
そのため、時期を特定して行うなどしておらず、寄附を検討される方からの申し出があった時に、随時案内をしています。

- (2) 特定の時期に行っている場合、具体的な時期を御教示ください。

2 資金管理団体が、「収支報告書」に記載がある個人からの寄附を受け付ける方法（手順）について

- (1) 個人からの寄附を受け付ける方法（手順）のうち、該当する項目について、○印をつけてください。※複数回答可

- ア 資金管理団体の代表者が、個人のもとを訪問又は直接電話して寄附をお願いしている。
- イ 資金管理団体に属する職員が、個人のもとを訪問又は直接電話して寄附をお願いしている。
- ウ 資金管理団体の代表者の政治活動報告、又は資金管理団体の機関紙などを配布して寄附をお願いしている。
- エ 資金管理団体が、過去に寄附を行った実績がある個人に対して、郵便、メールなどの方法により寄附をお願いしている。

オ 個人が、金融機関の自動送金などの方法によって継続的に寄附を行っているため、特に依頼は行っていない。

カ 資金管理団体は、寄附の依頼行為は、一切行っていない。

キ その他（具体的に御記入ください。）

後援会に入りたいとか寄附をしたいといった申し出があった場合に  
随時ご案内をしています。先方からの申し出があった初めてご案内と  
行っており、申し出がない限り依頼はしていません。  
なお、寄附の勧誘は行っていません

(2) 令和3年分、令和4年分及び令和5年分の「収支報告書」に記載がある個人からの寄附に関して、当該年度に初めて寄附をした個人が存在するか、御教示ください。

存在します。

(3) 当該年度に初めて寄附をした個人が存在する場合、当該個人は、どのようにして資金管理団体の存在を知り、寄附を行ったのか、御教示ください。

会員からの紹介

(4) 個人からの寄附に関して、政治倫理基準に照らして課題が想定される場合、寄附をお断りするケースがあるのか御教示ください。

寄附の申し出は会員からの紹介がほとんどですが、寄附を  
申し出られた方について政治倫理基準も考慮しつつ、大西一史  
の政治理念に賛同しない以外の目的を有していることが  
疑われる方については、お断りしています。

3 選挙管理委員会に令和3年分、令和4年分及び令和5年分の「収支報告書」を提出するにあたり、資金管理団体に属する職員が、選挙管理委員会に対して行った確認について

(1) 資金管理団体に属する職員が、選挙管理委員会に対して、「(7) 寄附の内訳」欄のうち「住所（又は所在地）」欄記載の「住所」に関して確認を行ったことがあるか、御教示ください。

ない

(2) 「住所」に関して確認を行ったことがある場合、どのようなやり取りをしたのか、具体的に御教示ください。

ない

(3) 資金管理団体に属する職員が、選挙管理委員会に対して「(10) 機関紙誌（原文のまま）の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳」欄のうち「対価の支払いをした者の数」に関して確認を行ったことがあるか、御教示ください。

あり

- (4) 「対価の支払いをした者の数」に関して確認を行ったことがある場合、どのようなやり取りをしたのか、具体的に御教示ください。特に、「対価の支払いをした者の数」欄に、特定パーティーの参加者数を記載しても差し支えないかといった確認をされているのか、その内容を御教示ください。

「対価の支払いをした者の数」の欄の書き方について県選管の窓口で応対された方にお尋ねしたところ、「お金と支払い対価を受けた人の数」と回答があったことから、パーティー券を購入した下では対価を受けおらず、飲食の提供を受けた初めに対価を受けることとなるため、パーティーに参加した人数を記載したものとす。

- (5) 資金管理団体に属する職員が、選挙管理委員会に対して、上記(1)及び(3)以外に確認を行った事項があれば、具体的に御教示ください。

提出の際、あまり一旦提出した後、県選挙管理委員会より質問があったり、ご確認の連絡を受けたりする事もあったので上記(1)及び(3)以外に確認を行った事項があるかもしれませんが、それについて、具体的に何の事項だったかは覚えていません。

【 回答担当者情報 】

団体名	新世代政経懇話会
担当者名	●●●●●● (●●●●●●)
電話番号	●●●●●●●●●●
メールアドレス	

事務連絡  
令和7年9月26日

熊本市政治倫理審査会 会長 殿

総務省自治行政局選挙部政治資金課長

政治資金規正法に基づく収支報告書の記載について（回答）

令和7年9月12日付け政倫発第16号において照会のありました件について別紙のとおり回答します。

## 回答用紙 ※任意の様式でも可

(1) 個人からの寄附の場合において、収支報告書の(その7)の住所(又は所在地)欄に企業の住所が記載されているとき、虚偽記載となるのか。

- ・ 総務省としては、個別の事案については、実質調査権を有しておらず、具体的な事実関係を承知する立場にないため、政治資金規正法の一般論として回答させていただきます。
- ・ 同法上、収支報告書に記載すべき寄附者の「住所」について、特段の定義は置かれておらず、住民票上の住所でなければならないといった規定も設けられていません。
- ・ 実態に即して寄附者の「住所」を記載いただくものであると考えます。
- ・ 個別の事案が、法の規定に抵触するか否かについては、具体の事実に基づいて判断されるべきものです。

(2) 個人からの寄附の場合において、収支報告書の(その7)の住所(又は所在地)欄に企業の住所が記載されているとき、その寄附は企業献金とみなされるのか。

- ・ 総務省としては、個別の事案については、実質調査権を有しておらず、具体的な事実関係を承知する立場にないため、政治資金規正法の一般論として回答させていただきます。
- ・ 上記(1)のとおり、同法上、寄附者の「住所」について、特段の定義は置かれておらず、住民票上の住所でなければならないといった規定も設けられていません。
- ・ 実態に即して寄附者の「住所」を記載いただくものであると考えます。
- ・ 個別の資金の動きが、個人からの寄附なのか、会社等からの寄附なのかは、具体の事実に基づいて判断されるべきものです。

回答用紙 ※任意の様式でも可

(3) 特定パーティーについて、収支報告書の（その10）の「対価の支払いをした者の数」欄に参加者数を記載した場合、虚偽記載となるのか。

- ・ 総務省としては、個別の事案については、実質調査権を有しておらず、具体的な事実関係を承知する立場にないため、政治資金規正法の一般論として回答させていただきます。
- ・ 同法第12条第1項第1号へにおいて、特定パーティーについては、特定パーティーごとに、「その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数」を記載することとなっています。
- ・ 「対価の支払をした者の数」とは、パーティー券の購入枚数や参加者数等ではなく、「対価の支払をした者の数」を事実即して記載いただくものです。
- ・ 個別の事案が、法の規定に抵触するか否かについては、具体の事実即して判断されるべきものです。

(4) 個人からの寄附を受ける側に、寄附者の住所が個人の住所であるか企業の住所であるかを確認する義務があるのか。

- ・ 政治資金規正法上、政治団体の会計責任者は、寄附者の「住所」を収支報告書等に記載しなければなりません。寄附者の「住所」の確認方法等について、特段の規定はありません。



選第126号

令和7年(2025年)10月9日

熊本市政治倫理審査会

会長 鈴木 桂樹 様

熊本県選挙管理委員会

委員長 高島 剛一

政治資金規正法に基づく収支報告書の記載について(回答)

令和7年(2025年)9月12日付け政倫発第15号で照会のありました  
このことについて、別紙のとおり回答します。

熊本県選挙管理委員会

担当: [REDACTED]

T E L : 096-333-2104

E-mail: [REDACTED]

回答用紙 ※任意の様式でも可

- (1) 個人からの寄附の場合において、収支報告書の(その7)の住所(又は所在地)欄に企業の住所が記載されているとき、虚偽記載となるのか。

政治資金規正法上、収支報告書に記載する個人寄附者の「住所」について、特段の定義は設けられていない。

個別の事案が法の規定に抵触するか否かについては、具体の事実に即して、捜査機関、最終的には司法により判断されるものであり、調査権等を有さず、具体的な事実関係を把握することのできない県選挙管理委員会において回答することはできない。

- (2) 個人からの寄附の場合において、収支報告書の(その7)の住所(又は所在地)欄に企業の住所が記載されているとき、その寄附は企業献金とみなされるのか。

政治資金規正法上、収支報告書に記載する個人寄附者の「住所」について、特段の定義は設けられていない。

個別の寄附が企業献金とみなされるか否かについては、具体の事実に即して、捜査機関、最終的には司法により判断されるものであり、調査権等を有さず、具体的な事実関係を把握することのできない県選挙管理委員会において、個別の事案について回答することはできない。

回答用紙 ※任意の様式でも可

- (3) 特定パーティーについて、収支報告書の（その10）の「対価の支払いをした者の数」欄に参加者数を記載した場合、虚偽記載となるのか。

政治資金規正法第12条第1項第1号（へ）は、特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーについては、収支報告書にパーティーごとに「対価の支払いをした者の数」を記入することを定めている。

個別の事案が法の規定に抵触するか否かについては、具体の事実に基づいて、捜査機関、最終的には司法により判断されるものであり、調査権等を有さず、具体的な事実関係を把握することのできない県選挙管理委員会において回答することはできない。

- (4) 個人からの寄附を受ける側に、寄附者の住所が個人の住所であるか企業の住所であるかを確認する義務があるのか。

政治資金規正法上、収支報告書には、政治団体の会計責任者が寄附者の住所を記載しなければならないが、その確認方法については、特段規定されていない。

回答用紙 ※任意の様式でも可

- (5) (4)において義務がある場合、確認方法（住民票、免許証等）についてご教示ください。

政治資金規正法上、寄附者の住所の確認方法については、特段規定されていない。

【 回答担当者情報 】

部署名	熊本県選挙管理委員会
担当者名	■
電話番号	096-333-2104
メールアドレス	■